

國史講義

上世史

講師 佐藤定介述



余の講述する所の神代より源頼朝開府に至る迄凡二千餘年に亘れり之を精しく講せんにはいかでか僅々數十時間の能くすべき所ならんされば世にありふれる事蹟は皆省略して諸君の自修を乞ふべし又上世中世近世と分ちたるは敢て定説あるにあらざり只本所講師分擔の都合によりしのみ

第一章 本邦の位置及開化の由來

歴史は政治風俗文學より治亂興廢の事迹までも搜索すべきものあれば之を研究せんものまづ社會人類の發達する順序につきてその概念を有せざるべからず社會人類の發達は一も外部の要素に關せざるべからん是歴史を學ばんに最地理氣候等に心すべき所以なり抑本邦は亞細亞東部の海中に布置せる一帯の群島にして西南沖繩群島の南端北緯二十四度六分に起り北露領カムチャカに接せる占守島の北端五十度十六分を盡き經度は占守島の東端百五十度三十二分

に起りて、沖繩群島與那國島の西端百二十二度四十分に盡く、その地勢の西南に於て、東北に張り、北方も極寒に鎖されず、南方も熱日にさらされず、水土靈秀にして、穀物豊饒なり、瑞穂國の稱ありしも、偶然にはあらじ、海水もたゞ國の周圍をめぐれるのみならず、頗る港灣に富めるが故に、はやく交通の便を得しも亦宜なり。さて、本邦の開化は、西南より漸く東北及び北は、いかなる原因なるかといふに、固より種々ある關係あるべけれど、其最なるものは、天然の氣候地勢等なるべし。蓋、孰の國を問はず、土地廣漠にして、交通運輸に不便なる地の開化に後れ之に反して、大河ありて、水源遠く、内地に通せる地か、或は海水國を繞りて、港灣船を泊するに便なる所は、はやく開化に赴くとを得べし。假令は、支那に揚子江、黄河あり、埃及に「ナイル」河あり、巴比倫、亞西利亞に「エトフラチス」「メソポタミア」あり、印度に「印度河」「ガンヂス」等あるが故に、その各地人民の往來交通甚便利なりしを以て、既に太古にありて、開化を進めたるが如きは是なり。又、希臘羅馬の如きは、共に地中海にある半島國にして、港灣島嶼多きが爲に、夙に開化に趣くを得しなり。願ふに、陸地は人民の交通、物貨の運輸に不便にして、江河洋海ある地は、大に之に便なるが故ならん。人民の交通、物貨

の運輸に便ある地にありては、内外彼我の人民相往來交通し、互に通商貿易するを得べし。又この間に、多少の競争も起るべけれど、遂に智識を増し、開化に向ふとを得べし。また、智識は常に平和の競争より生ずるのみならず、戦争攻伐より成れるものも鮮からざるべし。又、人智未進歩せざる時代にありては、人力を以て、自然物を防ぎ、又之を利用せんとも知らざれば、唯、氣候温熱にして、交通便利なる天恵ある所にて、先社會を成さんとするに、自然の理あるべし。願みて、本邦の地形を察するに、實に港灣に富める國なり。全國の港灣を算ふるに、大凡三百廿二あり。之を、今假に地勢より二分するを得べし。則、琵琶湖、淀河を以て境界となし、山陰、山陽、南海、西海諸道を西半とし、北陸、東海、東山諸道を東半とし、更に、この兩半の沿海地を比較せんに、西半は、沿海の地遙に東半に超へ、總數三百二十二の内、二百〇六は、實に西半にあるものなり。西半の港灣に富める事かくの如し。之に加ふるに、東半の沿海は、全く太平洋と日本海とに瀕するが故に、航海の術いまだ完全せざる時代にありて、航行甚難かりしなるべし。然るに、西半は、内海に面せる部分も

渺からず殊に山陽と四國との間なる瀬戸内海などは小地中海とも稱すべしなればその航行の外洋無比すれば容易なりしを更に論なし。されば地理上この天然の便あるのみならず氣候亦温熱あり既にこの天然の恵あり人民の夙にこの地に來住せしは疑ふに足らず又既に人民の來住あらば從ひて競争も起りしなるべく戦争攻伐もありしなるべし其開化のまづこの地に起りしは必然の勢なり從來の國史家は徒に人種の優劣にのみ開化の前後を歸せしむれども地理上この關係あるを知らば我が國開化の西南に起りて漸く東北に及びしといふかのづから明らかならん何となればその優等人種を促し來るも亦地理上自然の事なればなり(八種の事ハ近來學者社會に大に議論ある事なれども余ハ姑く天孫人種と土人とに區別し果していつれの人種なるかといふ問題は歴史以前として此には省きぬ)

第二章 太古の風俗

爰に太古と云ふは即神代の事なり。さて風俗といふ甚廣きとなれど姑く飲食外装居住婚姻葬送祓除醫藥卜筮等の事蹟を擧げて其概勢を示さん。但左ふ掲ぐるは天孫人種の事蹟あれば一般の土人もかくありけんとは思ふべからず(尙下に云ふべし)

七〇

(飲食) 何事にまれ必要より起りて開化に趣くハ自然の勢なり然るに人生に最欠くべからざるものは食物に若くはなし食物なければ身體の成育を保つことあたはず。さればいかなる蒙昧の人と雖も木に攀ぢてハ菓實を採り土を掘りては草根を求めて各其饑を凌ぐなるべし。本邦當時の人も鳥獸魚貝を常食とせしは勿論なれど既に植物性の食物は自然の供給にのみ依頼すべからざる事をも知れりと見え。水田を耕して米を作り陸田を鋤きて麥大豆小豆稗粟等を作れり。但田地開發等の方法も精しからざりしなるべければ水田といへるも只自然窪漬なる沼田湖田等深田のみ多かりしならん抑我が邦は農を以て起りければ人の産業ハ農桑を旨としたるが故ハナリハヒと云ふ名義も稻穂の成熟より起りて遂に一般の産業を云ふ語とはありぬ。動物性の食物もはじめは石を投げて獸を斃し釣を垂れて魚を得しなるべけれど人口の漸く繁殖するに及びてはかゝる迂濶なるを以て需用を充すと能はず。即次第に經驗を積みて鳥獸を捕ふるには弓矢或は網網等を用ひ魚を漁るには筥或ハ罟をも用ひし。總て食物を食するには専灸煮せしものなるべけれど魚などは膾にして食せしことも見えたり。又獸肉は後世食するを忌めど

も、天武天皇の時(紀元一千三百六十年)牛馬犬猿の肉を食ふを禁じ給ひし事あれば、其以前は、太古より食せしものなるとと證すべし。又、食事は、毎日、二度を常食とせしもの、如し、祝詞などに、朝食、夕食とあるは、徒に、文章上のあやふはあらじ、三度と常食とするに至りしは、後世の事なり。又、甜酒アマザケとて、醴酒あり、八鹽折之酒ヤシキリノサケとて、醇酒アサケあり、りき、釋日本紀に、八鹽折之酒の醸造法を示して、一度醸熟して、其汁を絞り取り、其糟を棄て、更に其酒を以て汁となし、又、之を釀す、かくすると八度にて、即、醇醴の酒となるといへり、又、成形圖説に、古酒の製法、琉球に残れり、とて、十三四の女子の端正なるを撰び、口中を清め、白米嚼カマまゝめて、之を釀し、一宿にしてある、其味甘美にして、色潔白なりといへれど、其委しき事は、今より知る由なし、但、武内宿禰の歌にも「このみきをかみけん人云々」など、見ゆれば、當時は、嚼みて酒を釀せしものと覺ゆ。さて、食物を載せん料には、机あり、盛るものは、比良呂、比良香、手扶テツクなど見ゆ、是等の土器は、今詳ならねど、恐くは、後世の「カハラケ」の類なりしならん、又、木の葉も盛りしとあり、後世、膳夫をカッハテといへるも、柏の葉に盛りしよりの名義と見ゆ、又、酒を盛るふは、甕ミカヅキ、杯ハシなどなり、水を汲むには、汲籠ミカヅキ、玉鉢タマハチを用ひき。

(外装) 衣服の用は、寒暑を凌ぎ、外來の傷害を防ぐにあれば、身體の諸部分を覆ふを主とす、其名の見えたるものを舉ぐれば、被衣オビエ、裳モウ、褌ハカマ、帶オビ等なり、被衣は、上衣にして、裳は腰に纏ひ、褌は今の股引の類なり、總て當時の衣服は、今の日本服よりは、却て西洋服に近く、袖も至りて廣からざりき、又、孝徳天皇の時に詔して、褌を右にせしむとあれば、太古は、左褌なりとなり、又、天鈿女命が、胸乳を顯はして、猿山彦神を驚かしたる事などあれば、女は、裸に、肌とかくす事を禮とせしもの、如し、さて衣服の物質は、高貴の人は、絹、縮シヅメなどを用ひ、其他は、麻、穀木などにて織りたり、鳥の羽にて、衣をつくりし事も見えたれど、是は通常の事にあらず、又、當時の營業は、獸獵を旨としたれば、獸皮をも、衣服オビに製せしなるべし、染色の事は、黒衣、青衣、赤衣など見えたる中に、美麗なるを好むは、自然の情と見えて、茜色を最愛せしもの、如し、又、衣服の用の、寒暑を凌ぐが目的には、あれど、やゝ備はるに及びては、之を飾りて、他人に尊榮愛敬の意を示さんとするは、當然の事なれば、當時も、高貴の人は、やゝ之に意を注ぎ、男女共に寶石を貴重し、之を貫きて頸にかけ、腕にまきて飾とせり、所謂、曲玉管玉是なり、珠玉を以て飾とするは、獨、西洋のみの風俗には、あらざりき。

次に髪カミの結方は、男は角ツノの如く、二束ニツツに頭部の左右に結び、之を「ミツラ」と云ひ、女は幼少コウシヤウの時の、長く背後セナカに垂れ、成長チヤウシヤウの後ノチは、その髪カミを結ムス上げ、ものと見ゆ。男女共に、櫛シを用ひて、之を梳シり、なり。さて髪カミに纏カふカ蔓マツを「カツラ」と云ひ、髪カミにさす枝エダを「ウメ」と云へり。總ツツて時々の花ハナ或は秋アキの紅葉コハナなどを、髪カミにさす、常時トコトコよりのならは、なりけん。

(居住) 家屋カミヤの構造コウゾウも、やゝ高尙コウシヤウの域イキに進み、ものと見えて、總ツツて木造キゾウなり、其全体シテを云へば、柱ハシ、梁ムササビ、桁ケラ、肘木ヒジキ、戸カド、窓マダ、扉カド等トあり、其柱ハシは、今の家屋カミヤの如く、平扁ヘイヘンなる礎石ソコイシの上に立てずして、直ナカに地中チチウに立てたり。肘木ヒジキは、屋上ヤウジヤウに交斜カウセツして、風カゼを防マぎ、ものにて、今神殿カミヤの屋根ヤもこの風カゼを遣マせり。戸カドは、今日の如く、敷居シキ、鴨居カモなどを据タゑて、開閉カウヘンせしものは、あらで、西洋家屋セウヤウカミヤの戸カドの如く、推オシし開ヒラき、ものゝ如し。又、釘クワシの發明ヘイメイもなかりければ、横木ヨコキ等は、すべて藤葛フツの類ルイにて結び固カタめ、屋根ヤは、草茅クサチを用ひて葺フキき、兩端リウタンに穴アナを穿ウちて、薪炭シンタンの煙ケムを吐ハクかしめたり。之を破風ハクフウといひ、床トコには、皮クニ、管クワン、疊フミを敷シき、殊ニに高貴コウキの人ヒトを延ノくには、絨氈ジュンゼンを幾重イツユエにも敷シき、事コトさへ見えたり。太古史コノコノ中に、天岩屋戸テンイハヤド、石位イシイなどいふ事コトの見えたるを以て、當時トキノトキの人ヒトは、穴居アナせしならんといふ説セツもあれど、岩イハといひ石イシといふは、共に堅固ケンコなるを美稱ミケウして、いへる語コトバにて、穴居アナの證シとてべからざる事コト

は既に先輩センパイの辨ハぜられたるが如し。又、新婚シンコン、生誕シヤウタン、喪葬モウサウ等の大事ダイジある毎ツネニに、必カナラシ新居シンキを作るを慣習カンシヤウとせり。但タ、當時トキノトキの家屋カミヤに、壁カキはなく、板イタを以て張りたるものと見ゆ。壁カキは何頃ナニトキよりの習慣カンシヤウなるか、今はこれと知る由ユなけれど、ある人は、土窟ツツの進化シヤウカせしものならんといへり。さもあるべし。最モト、無戸ムド入イ尋殿ジユンテンと史シに見えたるは、土ツチを以て、塗ヌり塞サきたりとの事コトなれど、是は臨時トキニの事コトにして、壁カキの證シとはなり難ガタし。又、人の常トコトコに居イるには、腰コシを掛けしものか、坐イせしものか、詳コトならず、疊フミのある事コトより考カウふれば、坐イせしものと覺オモゆれど、胡床コトコのとも見えれば、兩様リウヤウになり、ものならん。

さて、家屋カミヤの周圍キウイには、垣カキを繞マらし、門カドを設セけ、其門戸カドは、鍵カギを以て之を鎖カせり。チャンパチャンパ、レオン氏レオンシは、當時トキノトキの門戸カドを評ヒヤクして、今の日本ニッポンのものよりは、寧ナラバ、歐羅巴風オウロパフウの門戸カドに似ニたりしものならんといふ云へり。

又、厠カミヤは、通例ツウレイ住居ジキョを離ワれて、川カハの上に建てたり。蓋カシし、汚穢ウケツなるを忌イみて、水ミヅに流ナし、なるべし。邦語ホウゴに厠カミヤをカハヤと云ふは、この縁キなり。

(婚姻) 婚姻コンインの事は、婦メノ及びキその父チチより、禮物オモてとして、今の采納サイナクの如ゴトシきものを、夫ウツたる人に贈オモる習慣カンシヤウありき。さて、多くは男子オノコ、女子メノコに親オヤしむには、はじめは、其ソノの事コトを秘密ヒソカニにして

深夜にその婦を訪ひ、後に之を父の家誘引し、そのゆるしを得て、始めて之を公にせしものゝ如し。また、男子は何時にても、其婦を離縁する事を得べきも、婦は、夫に對して貞節を守るべき義務あり。されば、大國主神の妃須勢理媛尊曾て、その夫に告げし歌詞に云く

我大國主こそは、男にいませば、打見る、島のささく、搔見る、磯の崎々、おちらず、若草の(冠詞)妻もたせらめ、我はもよ、女にゝあれば、汝をきて、(汝を置)男はなし、汝をきて、夫はなし、(つまは夫婦互にお通)云々と

婦人は、貞節を守るべき義務ありて、男子の之に對する義務なき慣習なりしを、この歌にて明けし。又、一夫衆婦を娶るを怪しまざりし事も、證すべし。且、異父姉妹、異母姉妹、伯叔母等を妻とせしとあるのみならず、一時に二人の姉妹を娶りしさへ見え、たれど、固より、今日の事と以て、當時に希望せんは、酷とやいはまし。當時の習慣中に殊お、贅賞すべきは、夫婦しばらく別れんとする時に、互にその下紐を結び交せる事これなり。蓋、この風俗は、夫婦相別るゝ間、互に貞節を守るべき意を表せしものなり。(葬禮) 人死ぬる時は、數日の間、之を喪屋に置き、親戚、朋友相集り、管絃歌舞して、之

七六

を用ふ。既に、葬送の時には、死者の食を戴きて、行くものあり、之を持傾頭者(オモリモチ)と云ひ、能く哭して、哀慕を表するものあり。之を哭女(ナキメ)といへり。是他、預め死者に供ふる食物(タマシ)多く、肉類なりとざる者を、御食人(ミケヒト)と云ひ、之に供ふる洗米を舂くものを碓女(ウスメ)と云ひ、幣を携へて、葬所を洒掃するものと持幣(モチハヒ)と云へり。かくて、死者に供へたる食物を以て、會葬の人に配分せしものゝ如し。當時は、人の死ぬるは、靈魂の身體を離れしものと想像せるが故に、愉快なる事をなせば、再、靈魂の返る事もあらんとて、居喪の間、お音楽を奏せしなり。今日も、葬送に音楽あるは、この遺風なるべし。また、當時死骸を埋葬するには、如何なる様なりけん、詳ならねど、蓋し、木棺を用ひしならん。或説によれば、衣服、粧飾物等を死骸に附して、埋葬せる風は、既にこの頃より行はれたりといへり。さて、茲に一の想像を記すべきをあり。そは、喪屋に於て、家屋は、直お之を破壊せしものならんと覺ゆると是なり。歴世の天皇、即位の初め、必、都を遷して、宮殿を異にせられしも、この遺風にやあらん。又、今をさりぬると、三、四十年前までの北海道の土人に、この風習ありて、總て、人死ぬれば、親戚、朋友相會して、四、五日、或は六、七日間、眠食を忘れて、之を哭し、遂にその家屋を焼けば、殆ど、哀情なきものゝ如く、互に相お

七七

かれまた其家族は別に小屋やうのものを構ひしものとみえたり。この二の事蹟より考ふれば余のいふ所も亦甚しき証言にはあらざるべし

(醫藥) 大己貴神、少彥名神、共に力を合せて、醫藥禁厭の法をはじめ給ひしと、古語拾遺に載せたり。抑當時は人の病に罹るは神のたゞりか、或は魔物の來り犯せる事と思ひしが故に、之をなほすには、主として、禁厭祈禱を用ひたり。藥も、多くの塗藥にて、草根木皮の服藥の稀なりき。但、やゝ高尙なりと覺ゆるは、諸國の温泉に浴して、病をなほす事の、一般お行はれし事はなり

(祓除) 身を潔くする事は、既お、當時よりの風習にて、汚穢の土を踏み、汚穢の事に接すれば、水邊に出て、祓を行ふ、之を身禊といへり。今人もけがるゝ時の、水に浴して之を拂ふ業するは、この遺風なるべし。又罪惡を犯せるものあれば、他人より解除を料するをわりき。其さまは、髪を斬り、爪を抜き、所有物をも出さしめて、その罪を贖ふなり。所謂後世の贖罪の法に近し。近藤芳樹、横山由清氏等は、之を以て、我が邦刑法の權輿といたり

(卜筮) 當時の人の考へ、世の盛衰、人の禍福は、すべて、神の意に出づるものと思ひ

しかば、病あれば、禁厭祈禱を用ひ、罪穢あれば、祓禊を行ふ。又己の意のみにて、決し難き事あれば、卜筮に質せり。是、神の御意を問ふ義なり。抑、古代の卜筮は、鹿の肩骨を抜き、刀を以て線を描し、朱櫻あざな又ははさくらくらといふ木の皮を燃して、之を灼き、そのわるゝ狀によりて、吉凶禍福を判せしなり。殊に大事に用ふる卜を、太占たまらといひて、諸卜の中に最重き事とせり。さて、當時の卜は、總て鹿の肩骨を用ひ、龜を用ふるは、支那のを學べる後の事なり。日本紀崇神の卷に命みこと神龜かみかめ云くなどあるは、たゞ文章に書けるのみにて、實は是も鹿を用ひたるなるべし。欽明天皇十四年、百濟に抑せて、卜書曆本などを獻らしめ給ひしと、同紀に見ゆ。この頃よりや、漢風の卜を用ひられけん。然るを釋日本紀に龜兆傳といふ書を引きて、龜卜の神代よりありし証をあげたれど、彼の書は、古より傳はれる鹿の卜を廢して、龜卜を廣く世に用ひしめんために作れるものにて、信ずるに足らず。また龜甲になりても、朱櫻をば、昔の如くに用ひしなり。右に述べたる、飲食、外装、居住、婚姻、葬禮、醫藥、祓除、卜筮等の事を見れば、あらまし。當時開化の度を推すとを得べし。然れども、右は天孫人種につきていふ事なれば、固有の土人と混すべからず。今土人の有様を想像するに、その人種は裸體にして、跣足のもの

あり。被髪のものあり、結髪のものあり、黥面文身の人もありて、冬ハ穴に寝ね、夏ハ露に棲みて鬚鬣は蝦の如く、手足は脚の如く、男女別なく、父子親まず、鳥獸を食とし、農桑を業とせず、水草を逐ひ、群黨を結び、互に、侵略を事として、米、國を成さざる人類なりけん。この人種の居住せる地に來りて、之を經營し、之を統治せし、いはゆる天孫人種は、前に述べたる如く、やゝ開明の域に進み、宮室に住み、農桑を事とし、君長あり、臣僕あり、同類相親しみ、同族相護り、既に國をなせる人種なり、されば、土人各所に割據して、屢抵抗を試みしも、或は征討して、降伏せしめ、或は撫諭して、内附せしめ、遂に君主ども、牧宰ともなりて、之を統治せり。土人も亦其威に服し、其惠に感じ、その教化によりて、漸く習俗を改良する事とはなれりしなり。

第三章 神武天皇の創業

凡人類のまづ感ずる事は、已を愛せんとするにあり。故に苟しくも已に利益あるものを見れば、之を得むとを欲す。其未だ交通なき時代には、この情内に潜みて、外に發せざるべし。然るに民族漸く交通して、互にその事情を知り、その生活の有様を見るお及びて、利己の心は、内にのみ止らず、遂お外に發し、他人の土地物品を奪ひ

て、己の福祉を増さんとする。是戦争攻伐の起る所以にして、當時部族の互に相凌轢せしも亦この理に外ならざりしならん。

是より先、神武天皇は、日向國高千穗の宮にればせしが、皇兄皇子たちと謀り給ひて、この國は、むかし天神(天照大御神)の、我祖に賜へりし國なるを、未だ治く王化にうるはば、ず、處々の主長、疆土を守り、互に侵我を常とせり。かくては、いかでか天神の命に背かざらん。又、良民のくるしみを奈何せんと宣ひて、甲寅の歲(紀元前七年)御兄の五瀬命と、師を率ゐて、遂に高千穗宮を出で給ひ、豐前の國の菟狹におはし、うこより、安藝吉備、攝津、河内など沿道の諸賊を平げ、進みて大和國に入り給へり。時に、長髓彦は、駿駒山の險を扼し、其軍も強かりしかば、孔舎衛坂の戦ハ、最劇しく、五瀬命も、流矢に中りて、斃じ給ひにき。天皇乃ち前面より進むとの、不利なるを知り給ひ、轉じて、他の諸軍に向ひ、名草戸峠を誅し、兄猾を殺し、八十梟帥を破り、兄磯城を殺して、再び、長髓彦を攻め、遂に之を滅し給ひ、又、兵を分ちて、居勢祝猪祝新城戸峠等を誅し、盡く、大和と平げ、今はとて、都を橿原お奠め、鳥見の山中に、靈時を立て、皇祖天神を祭り給ひにき。



天皇既に大業を開き給ひて、從軍の諸將を部署し、可美具手命に命じて、内物部の兵を率ゐて、皇宮を護らしめ、道臣命をして、久米部の兵を率ゐて、宮門を衛らしめ、事代主神の女をして、三種の神器を正殿に奉ぜしめ、天種子命、天富命をして、祭祀及び朝政を司らしめ、四方の國人を來朝せしめて、天位の尊を觀せしむ、次は、可美具手、天日方、奇日方を以て、申食、國政大夫となりて、朝政を輔佐せしめられしは、後世のいはゆる大臣の如きものなり。又珍彦を大和國造となり、劔根を葛城の國造となし、弟滑を猛田縣主となし、弟磯城を磯城縣主となして、地方の政治に當らしめ給ふ。是に至りて、制度稍定まれり。然れども、聖運草創にして、紀綱未だ全く整はず。殊に遠隔の地の王化に服せざる處も多かりけん。されど、天皇は忠孝を重んじて、最祭祀に御心を注ぎ給ひ、遂に祭政一途神に事へ、民に臨むと以て、施政の本源とし、殊に仁慈の御心も深かりし事は、曩に刃を抗せしものも、軍後に從ひしは、恩賞をも給ひ、朝廷へも登用し給ひしにて知るべし。かゝる有様なりければ、人民も亦漸くその徳に懷き、その威に服し、恩澤漸く遠きに及びしものと覺ゆ。是に因りて觀れり、天皇の業を創め給ひしは、二の目的にあり。一は則ち天神の命に從ひ、天祖の意を果さんとし

給へる、忠孝の御心にあり、一は則ち人民の相凌轢せんことを憂へ、之を助けて、各その處を得しめんとし給へる、仁慈の善心に基けるものといふべし。歷朝の聖主が、人民を大御寶と稱し、以て之と貴重し給ひしも、亦能く天皇の御心を承け給へるに外ならず。されば、天下の貧を以て、一人の罪に歸し、宮室修めずして、以て民の窮を賑ひ、塞夜に衣を脱ぎて以て、民の疾苦を察し給ふが如きは、既に、我が建國の本旨にして、しかも亦歷朝の宸襟といふべし。是に於てか、時に或は亂臣賊子ありて、皇位を覬覦せしも、勳王の士、四方に起り、頃刻にして、之を誅し、聖主億兆に君臨し、寶祚を傳へ給ふと、既に、百有餘世、星霜を経し事二千六百歳の久しきお渉り、外人も亦深く稱歎するに至る。豈我が大日本帝國の人民たるもの、忠君の情、憂國の志、益凝結して、以て帝室を擁し、以て皇統を崇敬せざるべけんや

天皇在位七十九年にして崩じ給ふ。この後、綏靖、安寧、懿德、孝昭、孝安、孝靈、孝元、開化の八世、四百八十餘年の間は、齊しくこの遺法を守り、人民を統御し給ひしかば、風俗敦厚にて、何事のありつども聞えず

第四章 崇神天皇の政化

天下無事にして、衣食足る時は、人口之がために増さんとは、自然の勢なり。四百八十餘年間、無事の結果想ふべし。即ち崇神天皇の御代に及びては、人民漸く衣食に忙はし。殊に疾疫はやりて、人民ははく流離せしかば、是も乘じて、盜賊も亦四方に起れり。天皇即ち八百萬神を祭り給ひて、天社、國社、神地、神戶をも定めて、専ら祭祀の典を重んじ、以て神威の尊嚴を示し、そのおのつから服するを待れしか共、夷虜の蒙昧なる神威の畏るべき、天皇の仁慈なる御心を知らざる者あり。是に於て、遂に大彥命、武渟川別命、吉備津彥命、丹波道主命を北陸、東海、西海、丹波などの諸方に遣して、不服のものゝを平らげしめ、始めて人民どもより、貢物を取り給へり。これを世に四道の將軍と稱せり。當時の貢物は、男のは、珥ユヰの調ミツキといひ、女のは、手末テノスエの調とよびて、獸皮、獸角、木綿、絹布の類どもなり。天皇在位六十八年、深く心を民治に用ひ、農桑を勤め給ひて、依網ヨシ、荊坂カサカサ、反折サカサカなどの池溝をほらせ、船舶をもつくらしめ給ひき。されば、さきに菜色ありし人民も、是に因りて、蟻壤鼓腹の状あり。民深く之を敬重して、御肇ミツクニラシ國天皇と稱し奉りしも、敢て過稱にはわらざりき。さて人民を勞して、餘裕を求め給ふが如きは、歷朝の聖主のなし給はざる事なれば、是より以前は、一般の人民より貢物を取り給はざ

りし、なるべし。朝廷の用度は僅に若干の人民を限りて、その人民より奉る處の物にて便せしならん。然るに世漸く開け、人口も亦繁殖せしかば、朝廷の政治も、從ひて昔日の如く簡なるを得ず。さては、若干の人民のみにては、其負擔に堪へざるに至りしなるべし。是に於てか、天下の人口を調べ、老壯を計りて、一般に貢物を課し給ひしなり。

第五章 熊襲及三韓

熊襲は、神代卷に日向、襲と見え、景行天皇紀に、襲、國とある地にて、和名鈔に、大隅、國贈、吹、郡とある是なり。大隅薩摩は、もと日向、國に屬せり。さて熊襲といひしは、其國にて朝廷に背き奉りしものどもを、朝廷よりよび給ひし名なり。然るに、その名や、ひろごりて、遂には、日向國の一名となりしものと見ゆ。かくて、熊襲といひしものは、いかなるもの、後ぞと尋るに、まづ晉書に、倭人自謂、太伯之後とせる、倭人といふもの、やがてこの熊襲の事にやわらん。その太伯の後といひしよしは、吳の伯太身うせて子なし、弟、仲雍嗣て立つ。後十七世、夫差、越の勾踐に亡さる。孝昭天皇の三年にあたり、山山管管陀陀志志に、越主、勾踐、欲使、放、吳王夫差、居、之、然、不、至、也とあるを思ふに、勾踐、夫

差を普陀に放ちしが、夫差、普陀に至らずして、この襲國に來れるならん。又、爲朝をどのあとの如く、死と偽りて、逃れ來りしにもあるべし。又は、自は死して、其支庶の逃れ來しにてもあらん。神社啓蒙に、大隅の國正八幡は、吳の太伯を祭れるなりといへる。口碑をかゝけしも、縁なきにはあらず。又、姓氏錄に、松野は、吳王夫差之後也とあるに、豊後國大野郡にありしといふ、眞名長者のたぐひ、松野と眞名野と、音いどころかきもよしありげなり。さて其子孫ども、たましく、帝都に遠き地を幸として、吾は太伯の後吳王の子孫なりなど、いひて、或は、かの隼人の祖など、縁を結び、朝廷には、今來隼人など、奏上し、私には王とも名告て、漢にも通じたりしならん。僧圓月、林羅山などが神武天皇を、吳太伯の裔なりなどいへるば、固より取るにも足らぬ僻説なれど、或は、熊襲の酋長が、私に王と稱し、殊に太伯の後といひて、交通したるを誤りしにやあらん。既に後漢の時、かの光武帝より、私に封爵を受けて、委奴國王など、稱せしものあるに至りし事も、後漢書に見えたり。然るに、此時、光武より受けたる金印は、天明年間、筑前國の土中より、掘し出して、その摸印は、上野の博物館に出せり。委奴國とは、筑前國伊弉縣、即いまの怡土地方なれば、この地方の酋長等は、盛に往來交通せしと疑

なし。かゝる有様なりければ、九州地方は、多少財貨にも富み、且は當時の社會人民の結合、猶微弱にして、中央權は、未だ確立せざりしなり。殊に、地方の酋長は、其地方にありては、權力無限にして、天皇の上にあるべし。又、その地方人民の、酋長に盡せる忠義は、中央政府に盡さんよりも、直接なり。故に、地方酋長一時は、中央權に服従せども、其勢力を得て、之を脱せん機あらば、直ちに背きて、地方權を再興せんを謀るべし。是當時の豪族酋長どもの、有様なり。之に加ふるに、熊襲ハ、西州の險要に據り、又前に述べたるが如く、其人種は、もと漢土より渡來せしものなれば、三韓及支那内地にまで往來航行して、毎にこれが勢力を恃めるが故に、反服常なく、王師の勇健といへども、往々平定に勞せしと見えたり。さて熊襲の始めて反さしは、景行天皇の十二年なり。此時は、天皇親征し給ひて、六年間の星霜を費し給ひき。次に、同天皇の廿七年に、叛きしは、皇子の日本武尊をして、平げしめ給ひき。此時は、幸にして、多く歲月を費し給はざりしも、仲哀天皇の二年に、また叛きぬ。天皇々后と共に親征ありしが、七年の間に、して、御軍かち給はず、剩へ、天皇軍中に崩じ給ひき。景行天皇の十二年より、仲哀天皇の二年まで、僅に百十一年間なり。其間に、熊襲の反きしと三回、殊に、天皇々子の親征

せられしを以て觀れば、熊襲の西邊に盤結して、屈強なりしを知らるへし。神功皇后は、かく展うむけるも、遂に新羅と通せるにこそと推し量り給ひて、遂に遠征をもれば、立ち給ひにき。皇后乃ち大臣の武内宿禰とはかりて、御喪をかくし、熊襲をば吉備鴨別キヒカモワケといふに討しめ、御身は、と更に男子のさまに装ひ給ひて、船舶をつらねて、遂に新羅國を征し給へり。新羅王、我が大兵の奄ち至るに驚き、叩頭して、誓ひて曰く、よし大陽西より出て、鴨綠江朝鮮の水名、逆流せんも、朝貢を闕くなけん、と。皇后進みて國都に入り、府庫を封じ、圖籍を收め、金銀彩色、綾羅縑絹八十艘を獻せしめ、遂に之を以て、歲貢の定額とし、更に高麗百濟の二國を従へ給ひき。抑、皇后の新羅を征し給へるは、實に熊襲の豪強なるが故のみならず、新羅之が後援をあすに由れりと雖も、彼國を我が藩屬とせば、我が國の開化にも影響少からざる事をも既に知り給ひて、遂にこの役を始め給ひしなり。是より後、織工、治工、釀酒工、木工等の工人及曆、醫、天文、文學、佛教等の學者等、年々入朝して、其技藝を我に傳へ、我邦舊來の技藝と、短長相補ひて、本邦の開化、是より一新せり。されば、皇后征韓の結果は、之を要するに、熊襲の禍根を鋤き、漸次に社會の結合を密にし、中央權を固くし、施政上大に其便を得しの

四〇

二九

みならず、併せて我が國の文明を進めしなり

### 第六章 文學の傳來

本邦上古は、貴賤ともに萬の事いひつぎ語り繼ぎて、文字といふものなく、唯圓形に○を識とし、方形には口をゝるとする類なれば、いまだ萬事をかきゝるして、後世も傳ふること能はざり。孝、應神天皇の十五年(紀元九百四十四年)も、百濟國より阿直岐といふもの、良馬をもたらして渡來せり。阿直岐、文學に長ぜしかば、太子菟道稚郎子、之を師として學び給ふ。明年に、百濟の照古王、その國學士王仁を遣はし、論語千字文などの書を買獻す

(栗原信充氏の柳菴隨筆に云く、朝鮮金思恭が歷代史略によるに照古王といふもの、百濟になし、肖古王といふものあり。百濟蓋婁王子、延熹八年丙午正月立、建安十三年甲午九月薨。在位四十八年とあり。然る時は、肖古王の元年、本朝成務天皇の三十五年に當り。その建安十九年は、神功皇后の十四年にあたれり。古事記に、いはゆる應神十六年に先だつ事、七十餘年なり。又按に、肖古王の母弟に古爾王といふあり。魏の青龍二年甲寅立、晉大康七年丙午十一月薨。在位五十二年。是應神十六年

の、その五十一年にあたり、是ふよれば、照古王は、古爾王のあやまりあやすべき文教の興る事實、此にあり、然れども、その始、邦人の文章如何なる體なりしか存せる者なし、履仲天皇の朝に、史官を置きて政治の得失を記さしめられたるなどは、漢字をかりて、邦文を寫し、なるべし、此後、繼體天皇の世、五經博士段揚爾を百濟に徵す、欽明天皇の時、百濟又易博士、醫博士、を貢せ、これより文献方に盛にして、漢文多く行はれたるか如し、此朝に、船辰爾といふ者あり、少より學を好み、博覽穎敏にして、よく事情に通じ、船の賦の傑作ありしが故に、姓を船史フナノヒトと賜ひき、又、敏達帝の時に、高麗上表して、其方物を献ず、然るに、其文信屈おして、諸史よむものなし、帝特に辰爾に敕して、之を讀ましめ給ふ、辰爾一讀して、之を解しき、推古天皇の朝に、聖德太子學を好み、博覽強識にして、佛法を信じ、文學を崇ひ給ひき、同天皇四年に、建て給ひし、伊豫道後温泉碑文、其碑存せず、伊豫風土記を引て、釋日本記に載す、こゝ、上代の文の今に傳へしもの、中に、最舊き者なれ、次に、法隆寺金堂に安置せる、藥師佛釋迦佛を像の背銘をり、この二篇は、用字奇古なるのみならず、磨滅も、誤寫もありと見えて、讀み難きふしも多かり、又、この十二年の紀に、聖德太子の憲法十七條を擧げたり、されど文

體さきの二篇とは異にして、やゝ日本書記の文體に同じければ、舍人親王のかき改められたらんも測りがたし、されば、當時の文とは定め難かるべし、其後のものは、下野國那須國造碑、朱鳥年間、威奈大村、葛誌銘、慶雲年間等あれども、文體猶古樸なるが上、且、文字剝落して、讀みがたき字句も、妙からず、其全を見るべきもの、太朝臣安萬侶が、古事記の序を始とせ、是文の巧み相排びて、對偶を成し、殆ど唐時の調に似たり、此頃は、既に唐に留學せしものも多かりしかば、文學大に進歩せしむらん、然れども、僻陬の地に至りては、只文字を排べて、事を記するのみにて、猶上古の文の如く、いづゆる和漢混淆の文なりし事は、現存の風土記の文にて知らるべし、是他、醫學曆法皆彼より傳はる、然れども、本邦にも、醫曆の法なかりしには、あらず、醫の事、既に第二章に説きつ、曆の事は、澁川春海の日本長曆中、根元圭の皇和通曆に、日本紀の曆は、西土おなき曆法にて、皇國固有の古曆なりといへり、然らば、醫曆共本邦固有のものありしなり、然れども、其稍盛なるは、韓國より輸入せる後、ありといふべし、允恭天皇三年、紀元千七十四年に、天皇御病ありしかば、良醫を新羅に召し給ふ、即ち金波鎮官名漢紀武來りて、天皇の御病を治し奉る、天皇大に歡び給ひ、厚

く賞して、水國ふかへし給ひにき。是後漸々唐法に由りて、鍼術、按摩等の科を分ち又、歸化の醫生の止りて治療を教ふるもあり。又は我が國の人の外國に至りて留學せしものも頗る多かりき。又漢曆の始めて本邦に傳はりしは、欽明天皇の朝にあり。天皇百濟に詔して、醫博士、曆博士をして、遞番往來せしめ給ふ。推古天皇の十年に、百濟の僧觀勒來りて、曆及天文、地理、遁甲、方術等の書を買す。勅して書生を選みて、業を受けしめ給ふ。爾來曆法漸く備はる。又算學の始、詳ならねど、算數は太古よりありしなるべし。但その術を研究せし人は、史に見へず。蓋し欽明天皇の朝に、百濟の曆博士か來りしより前にも必これありしならん。推古天皇の朝、僧觀勒か曆本を買し、曆生に授けし頃は、かならず頗るうの法を得しなるべし。曆法、天文等の事は、算道ふよらされは、叶はぬ業なればなり。

第七章 佛教の傳來

佛教の東漸は、その由來遠し。支那、後漢孝明帝の永平八年に、蔡愔、王遵等十八人を印度に遣はして、佛法を求む。同十三年に、印度の沙門、伽葉摩騰、竺法蘭の二人、釋迦佛像ふよび白馬馱經をもちて、支那に入りしこと、譯經圖記に見ゆ。之を東漸の始とす。是

より遞傳して、三韓にわたりその間、多少の興廢あれども、いつれの邦にても、やゝ行はれ、我が邦に流入せし、實に繼體天皇十六年(紀元一千八百八十一年)にあり。この時の南梁の人、司馬達來りて、熱心に布教せしかども、歸依するもの甚稀なりしなり。さて佛教は、釋迦の發明にかゝれるの論なけれど、今その傳播の迅速と明かにせんため、更に聊その宗旨の如何をいふへし。そも釋迦は、今を去ること、およそ二千四百餘年前、迦毘羅城の王宮に生れしなり。父を淨飯王といひ、母を摩耶といひ、幼名を悉陀と呼びき。人となるに及びて、世の無常を感じ、常住の道を求むこと甚切にし。て王位を繼ぐことを好まず、遂に獨山中に遁れ、婆羅門(歐羅巴人と同種なる亞梨安人種)として、教導を掌りし僧族(なり)の隱遁せるものみ従ひて、解脱の道を學びき。その間六年にして、終に佛道を發明し、之を世に弘めぬ。その道は、要するに一切盡捨といふにあり。然れどもいはゆる人によりて、法を説きしが故に、難易の二門を立てたり。淺智の凡夫には、易門を示して、之を導く、いはゆる地獄極樂の説これなり。少しく識力ある者には、難門を説きて、學理よりその旨を知らしむ。即性理論を圖して、哲學科中にも、深遠高妙なるもの、一ふして、今人も猶之を解するに苦しむ。これ佛教の

宗旨なり。かく佛教は、一切盡捨といふを目的として、その説く所は、空妙の事あるに、この佛教より二百三十餘年前に、既に儒教の渡來ありしかば、當時は儒教の勢漸く盛なり。さて儒教は孝悌忠信を主として、人倫の上を説く者なれば、佛説の如く空妙なるものにあらじ。之を要するに、佛法は空妙を説き、儒教は人事の上にとゞまる。人事を説くもの、人の信すること容易なるべしといへども、その空妙なるものは、人の歸依すること難きは、視易き道理といふべし。されば、司馬達等布教に勞せしも、其功少く、時人は之と信するものなく、皆斥けて異域の神とはしたりしなり。さはいへ人心を悦ばすものは、空妙の説より大なるのなし。又奇を好み、新を競ふの、いづれの世も同じかるべし。故に佛法は、はじめ人心に入り難かりしも、遂に勢力を得しは、また自然の理とやいひまし。則欽明天皇の十三年(司馬達等渡來後三十二年)に、百濟王佛像、經論等を獻じ、その功德を稱するに至りて、佛法遂に廟堂の問題となりぬ。願みて我が邦のならばしを按ふれば、上下共に敬神の意深く、假初にも神と聞く時に、生ける獸蛇をも祭りつゝ、神殿を造り、祠官をそゑて、幸福を祈り、もし之を怠れば、冥罰あるものとし、禍福、疾疫みな神意よるものとせり。かく敬神の風、盛なる時に

際し、佛法傳來したりしかば、之を禮せんか否かといふ問題につきて、有司の意見にのづから二途にわかれ、大臣蘇我稻目のこれを禮せんと請ひ、大連物部尾輿、中臣鎌子は、國家宗廟百神いませり。別に蕃神を敬せば、恐くは冥罰あらんと奏せり。天皇も亦國神の怒に觸れんことを恐れ給ひて、されば情願の人に與ふべしと宣ひて、佛像を稻目に賜ひき、稻目向原寺を建て、之を奉ぜり。時に諸國大に疫す、尾輿等之を機とし、蕃神を敬せしによれりと奏して、寺を燬き、佛像を難波の堀江に投ず。明年天皇河内國に漂着せし樟木を以て、佛像二軀を造らしむ。敏達天皇の朝に至りて、百濟又經論によび律師、禪師、比丘尼、呪禁師、造佛工、造寺工各一人を獻じ、その十三年に、遣百濟使彌勒(佛の名)の石像によび、佛像のくく一軀を得て還る。大臣蘇我馬子(稻目の子)父の志を繼ぎて、深く佛を信ず、則之を受け、僧尼を聘し、衣服を供し、佛殿を建立して、これを崇奉す。司馬達等この時、尙我が國ふとゞまりしかば、馬子の佛を信するを機會として、之を附從せり。達等たましく佛舍利(靈骨と譯す)を得て、馬子に贈る。馬子こゝろみみ鉄槌にてこれを摧かんとせしも、摧けず。之を水に投ずれば、浮沈その意に従ふ。馬子遂に佛法の奇特を信じ、世人も亦これを傳聞し、佛教將に大に興らんとせ

り、然るに十四年疾疫また行はる是に於て、物部守屋、中臣勝海以て國神の譴責に歸し、又奏して、その佛像を焼き、寺塔を毀ち、僧尼を撻つ。是より馬子二人と隙あり。蓋し排佛黨の守屋勝海等は、これを拒かば、上は宗廟百神の意と慰め、下は萬民の禍亂と鎮むるに足れりとし、崇佛黨の馬子等は、百難を忍びて、之を維持せば、無量無邊の福徳果報を得べしと思惟せり。故に其執る所互ふかたく、いやしくも乘すべき機あらば、一は之を擴張せんとし、一は之を撲滅せんとせり。はてはわれ彼を斃さずば、かれ我を斃さんとする勢どのなりぬ。時に厩戸皇子、博覽強識にして、しかも佛法を好み、馬子とよし、馬子則勢力を得て、遂に守屋勝海を殺して、佛法の弘通を圖る。是より佛法漸く盛なり、崇峻天皇たち給ふに及びて、馬子おのれに不利なることを知り、私に人をして弑し奉らしむ。其罪惡天地も容れざるべく、千歳のもと尙切齒に堪へず。ざるを厩戸皇子の之を見て、いたく驚き給はで、こは過去の宿報なり。かねて傷害の御相こりの見え給ひしかとて、なほ馬子とともに朝政をつとめ給へり。かく天皇だにその權勢に配され給へば、まして當時在朝の諸人のたゞ馬子の怒に觸れぬを以て第一の務とせり。その佛法興隆のさま想ふべし。臣連伴造なども皆風靡して佛舎

を造り、號して報恩とす。堂塔の作これより夥し。推古天皇の三年、高麗の僧惠慈、百濟の僧觀勒また來りて、佛教益弘まる。はじめ佛法我が國に入りしより、此に至るまで、僅に七十餘年間にして、寺院は四十六所となり、僧は八百十六人、尼は五百十九人となりしかば、僧正僧都、法頭あどいふ僧官をも置かれて、專弘法を勉め給ひき。これより佛法大に行はれて、圓頂緇衣の徒、天下に洽く、讀經轉讀の聲、朝野に喧し。されは昔は神を祈りしも、今は佛に祈るたぐひ、朝廷の作法も、漸く變りて、質朴なる古風をこそなひしも多かりしが、また佛教のなかだちに因りて、文物の開けしも、妙からず。渡來の僧徒は、多くは文學工藝に巧にて、曆書れよび天文地理の諸書を獻りしものあり。倅樂を傳へしものあり。又佛工は、偶人を刻む始祖となり、寺工、瓦工は、古來の屋造を改良せり。

第八章 蘇我氏の專横

祖先の忠勤によりて、其家を興し、子孫の專横を以て、その家を滅すは、古今に例多き事なり。蘇我氏も亦この數に漏れざるものといふべし。そも、蘇我氏は、武内宿禰に出つ。宿禰は、景行、成務、仲哀、應神、仁徳の五朝に歴事し、忠勤方正にして、功勞頗る多



く、成務天皇の時にはじめて大臣となる。東夷の觀察、西戎の鎮定など、皆その力多きに居る。殊に、神功皇后の征韓の役には、帷幄の中にありて、軍事を參畫し、又、歸朝の後には、幼主、應神天皇を補佐し奉りて、大功ありき。凡功あるものは、權勢あるも亦自然の道理なれば、宿禰の裔なる許勢氏、平群氏、蘇我氏、葛城氏等は、世々大臣たるべき家柄とはなりにしなり。許勢氏、平群氏、葛城氏の事は、必要ならねば此には省く。さて宿禰の第三子に、蘇我石川宿禰といふあり。是よりこの族を蘇我とは稱せしなり。父祖の功を以て、世々朝廷に事ふ。其稍、政權を擅にせしは、稻目にはじまる。稻目は、宣化欽明の二朝に事へて、大臣となる。稻目薨せし後は、その子馬子父の職を襲きて、敏達用明、崇峻、推古の四朝に仕ふ。用明天皇立ちたまふに及びて、御母は蘇我堅鹽媛と申し、則ち稻目の女にればしき、されば馬子外戚を以て、益朝權を專にせり。初、神武天皇已來時に盛衰汚隆はあれども、いはゆる君主專制にして、帝王みづから萬機を總理したまへば、政治上の事は更なり、百般のこと、悉く天子の命令に出で、臣族の之を專領せし事はあらずりしなり。然るに、蘇我氏は不敬にも祖先の功と、外戚の威とを恃みて、政權と恣にせしは、かへすくもあるまじき所爲なり。されど、稻目の時には、大連物

部尾興あり、馬子の時には、尾興の子守屋ありて、共に朝政に參與せしが故に、未、充分にその意を逞くすると能はざりしに、馬子、厩戸皇子と共謀して、物部氏を滅し、後は、亦憚る所なく、遂に崇峻天皇をさへ弑し奉りき。かくて、群臣と謀りて、女帝、推古天皇をたて奉りぬ。これ亦堅鹽媛の所生なり。厩戸は、皇太子として、政を繼したまへりかゝる様なりければ、百般の政、皆馬子の意の如くなりけん事知るへし。馬子大臣の位に居ると、五十五年、人その威に畏れざるはなかりき。子蝦夷もまた僧孺なり。當時は、かしくも天皇の廢立さへ蘇我氏の意に出でしと見へて、舒明、皇極の二帝は、専ら蝦夷の立て奉りしなり。皇極天皇の朝に、たのが祖廟を造り、その儀式制度、みな天皇に擬せり。また、其居る處を宮、或は御門と稱し、我が孫は王子といふに至れり。その子、入鹿また父に勝りて、國政を專にし、皇室を蔑にし、公民をつかひ、公領を奪ふなど、人臣ならぬ所業のみ、漸く熾にして、既に皇極天皇の三年には、朝廷をも傾けんと思ひしが、山背大兄王と申す、聖德太子の御子にて、群臣の心をよするを憚り、不意にそのればせし班鳩宮を圍みて、大兄王をはじめて、二十四人の皇族をさへ殺したてまつりき。

蘇我氏の驕暴既に此の如し、その祖先の忠勳功勞も、之を贖ふに足らざること萬々  
 なり。其罪神人共に惡む所、天何ぞ長く之に年をかさん。賢明英智の中大兄の出で給  
 へるも、器宇宏遠にして事を共にするに足れる。中臣鎌足の出でしも、自然の理とや  
 いはん。則ち中大兄皇子、中臣鎌足と隔なき友として交りたまひ、蘇我氏を亡すべき  
 謀をも、忍びくゝに語らひ給ひにき、さてその時を待たたまひし程に、會三韓の朝  
 貢使來れり。やがてこの機に乗じ、遂に入鹿を大極殿に誅したまひき。さて皇子は、法  
 興寺にねはして、兵を起したまひしかば、蝦夷も今はとやれもひたりけん。其第を燒  
 きて自殺せり。宣化天皇の朝、稻目政權を握りしより、大凡百年是に至りて蘇我氏亡  
 ぶ。爾來政體一變して、大化の新政行はる。

第九章 大化の改新

中大兄皇子、中臣鎌足と共に蘇我氏を滅し給ひしかば、皇極天皇も位を中大兄皇子  
 に譲りたまはんとせり。然れども、皇子は、鎌足の言を容れて、位を輕皇子にゆつり給  
 ぶ。輕皇子遂に帝位に即く、之を孝德天皇と申す。中大兄太子たり、この御時、天下の耳  
 目を悉く一洗せん。の御意なりければ、まづ年號を建て大化といふ。實に紀元一千三

百五年なりき。さて鎌足を内臣として百揆を輔佐せしめ、阿部倉梯麿を左大臣とな  
 し、蘇我、倉山田麿を右大臣となし、沙門旻、高向、玄理を國博士として、顧問に供へ、徐々  
 に唐制を擬して、郡縣制度の基礎をたて給はんとせり。然れども、頼れお頼れたる中  
 央政府の權を矯め、亂れに亂れたる地方人民の心を得んとは、たとひ賢君明相は廟  
 堂に充ちたりとも、容易ならぬ事なれば、まづ臣連伴造などに詔して、民の患苦する  
 所を問ひ、或は鐘匱を朝堂に設けて、諸人の讞訴を聽き、或は、地方富豪の徒を戒めて、  
 貧民の土地を兼并する事を禁じたまひ、又、使を四方に遣はして、國郡の刀、甲、弓、矢等  
 種々の兵器を收めて、地方の兵力を殺したまひしなど、其秩序のみたりならざる。謀  
 の備はれること觀るべし。かく一方には、恩惠を布きて民心を服せしめ、一方には夷  
 民の其恩惠をも知らずして、濫に騷擾せんことを憂へたまひて、兵器を收め、やゝ人心  
 の向ふところを察して、新制の大詔を發したまふ。大化改新の政とは、いはゆる是な  
 り。  
 さて神武天皇天下を平定し、大に功臣を封じ、國造縣主等の職をたき給ひしより、歷  
 朝その聖緒を續きて、内外の職やうやく備り、諸國には、國造縣主等ありて、たの

土地を領し、後世の大名の如き有様にては、封建の制ありしが、此の時悉く廢して、國と郡とを定めて、郡縣の制となし、世襲の弊を破りて、專人登用の法に因りたまへり。まづ諸國に使を遣はして、戶籍を作りて、人民の原數を録し、歷朝の間に漸々に罷かれし標代ナシの民、處々の屯倉ミヤカを廢し、臣連、國造、稻置などの部曲の民、たよび處々の田莊をも收めて、悉く公民公地となし給へり。

因に云、標代の民といふは、雄略天皇の穴穗部アナホ清寧天皇の白髮部シロカベといへるが如く、その當代の御名を係けたる一部の民にて、古代は御代の名を後世も傳ふるために、常に某部といふ部民を定め罷かれしなり。又、部曲の民とは、臣連などに附屬せる民にて、後世の家人の如し。

又、全國を六十餘國、六百餘郡、一萬三千餘里ハサトの義なりハサトに分ち、里はまた郷ともいふ。民戶五十戸を一里とし、四十里ある地を大郡とす。三十里以下、四里以上ある地を中郡とし、三里ある地を小郡とす。すべて郡に三等あり、皆その地の戶口をばかりて、之を立てしなり。後に國にも等級ありて、大上中下の四等とせり。里には、里長後に郷長と稱す。一人ありて、郷内の人民を治め、郡に郡司一人ありて、大領、小領、主政、

主帳等の官人を率ゐて、これを治む。國には、國司一人ありて、介次官なり。掾、目等の屬官を率ゐて、之を總轄す。郡司以下は、大抵その地の事情に明なるものを撰びしが、故にもとの國造、縣主など土着の人を用ひしも、國司は必、三四年毎に、京より交替せしむ。是れ國司は、その職務の最も重きものなれば、土着世襲の弊を除きて、人才登用の法を明にせんためなりしなるべし。この制行はれて、族長の權大に衰へ、法律の權漸く張る。

かく標代、部曲、屯倉、田莊を廢して、全國すべて公民公地となりしかば、更に班田收獲の法を授け、男子には、二段の田地二段の廣、十二歩にて、長は、三十歩なり。女子には、その三分の二を給ひき。皆六年毎に生死を檢校して、之を收獲せり。是に於て、各人得る所の田地均一になりしかば、貧弱のものも亦墾壤の樂を得しなり。また、田租は、一段につき、稻二束、二把を出すを定額とす。また、一段の田地を耕す時は、たほかた五十束の稻を得るを常とせり。されば、此の租額は、收獲の二十五分の一強にあたりき。尙年租の外、諸國の産物にて、絹、綿、貫布、鹽、油、麻、藁、鹿角、鳥羽、魚介、菜藻の類をその割合を設けて買せしむ。之を調といふ。又、公民の義務として、國事に使役せらるゝ事あり、

之を庸といふ。正丁廿一より六十までは、一年お十日づゝなり。もし之に自身出つること能はざるもの、布をその日割に應じて納めしむ。いはゆる代納の義なり。例せば、一日の欠席に、布二尺六寸を納むべし。されば布二丈六尺を納むるときは、歳役を悉く免さるゝ事なりき。又代納すべきは、布のみにあらず、他物を以てするも妨なかりき。また、國事に役すること、四十日に及ぶときは、租調をも俱に免さるゝ。法も見たり。是に於て、全國の税率は、じめて一様にはなりしなり。

又大抵四五郡毎に、一の軍團今の鎮臺の如きものを設け、諸國の正丁三分の一を取りて、之に入らしむ。其徵發の順序は、富強の子弟を先にし、貧弱の子弟を後にす。また、一戸の内多丁を先にし、寡丁を後にす。軍團に入らざる兵士の筑紫に派遣して、邊塞を守るものを防人ボウジンといひ、上京して、禁門を守るものを衛士ヱシといひき。兵士、防人、衛士などは、服役の中は、課役をゆるされしが故に、此のく、其徵發に當らん事を望みたりき。

かく税法を設けて、全國の人民より徵收し、軍團を配きて、不時に備へしかば、以て國事を支辨するに足るべく、以て四方を威服せしむるに足るべし。殊に郡司の姉妹及子女の形容端正なるものを取りて、采女サメメ朝廷の膳部を掌るものにあて給ひしなどは、戰國の世に、人質を取りし事と暗合して、地方の官吏を控制せん一の良法となりしならん。然れども、積年の因襲と一朝に廢せん事は、頗る難き事なりければ、此の後、再三敕を下して、朝旨のある所を諭し給ひしも、地方族長の内には、尙部民を擁して解けざるものはありつと見ゆ。然るに、大化五年、八省百官を配きて、冠位を制し、これらの族長をも登用し給ひければ、事なくをさまりて、中央集權の制は、いよく基礎をかたむる事となりぬ。

右に述べし處は、大化新制の大要のみ。殊にこの時の新制は、文武天皇の大寶年間に至りて、完備せるものなれば、尙下にいふべし。又、この條は、歴史上特に注意すべき事なり。以上述べし所は、大抵大化改新の結果にして、其よりて來る所を殘せり。この事は、學友小中村義象氏が、はやく大政三遷史に論せられたり。今その大意に鄙見をも加へて、其源因を詳にせん。

大化改新の由りて來る所を考ふるに、決して一朝一夕の事にあらず。紀元九百年代、神功皇后、三韓征討以後、韓人しばく往來し、諸の文書によび、技工を献り、邦人や

うやく、亞細亞大陸の文物を愛するに至る。是を以て、應神天皇は、使を百濟に遣はして、儒士を聘し、雄略天皇は、吳國より才伎を求められ、文學工藝の道や、國內に行はれたり。一千二百六十七年、推古天皇の朝に至りては、厩戸皇子大に國政に力をを用ひられ、遂に遣唐使をさへ發せらるゝに至れり。爾後しばらく交通を修し、太子みづから憲法を制し、位階を定め、その他、釐革するところ少からず。後來制度法律の變革を致し、は實に此に原せりといふべし。是よりさき、王綱やうく弛むる當りて、門閥世襲の弊起り、大臣、蘇我氏、大連、物部氏、これの黨派をたて、朝權を争ひ、互に憤る所ありしが、さすがに歷朝積威の約あるを以て、之を漏さん機なかりしに、欽明天皇の朝、佛法渡來するに及びて、口を取捨に籍り、積年の鬱憤、一時に爆發して、また救ふべからざる勢となり、皇族も亦之に黨せられ、遂に兵を蕭牆の内に構ふるに至りぬ。此の亂に於て、守舊黨亡びて、改進黨勝を得しかば、專、政略を改進に執り、天下滔々之になびけり。是の第一因なり。

翻りて地方の形況を觀れば、いはゆる數多の國造、縣主等は、これの私を營み、調賦なども、先みづから收斂して、後に分進し、妄に土木を起して、民を虐げ、擅に兵を

弄して他境を掠奪し、或は、氏姓を亂り、詐りて貴族と稱して、良民を惑ひし、遂に父子姓を易へ、兄弟宗を異にし、夫婦室を殊にするなど、一家四分五裂のありさまにて、訴訟やむ時なく、強は弱を合せ、弱は強に吞まれ、殆ど戰國のすがたなりき。是の第二因なり。

此の時に際し、廟堂の有司は世運の向ふどころに乗じて、改進の政略をとり、地方分權の弊を矯正して、中央集權の手段に頼られしは、もとより當然の事なりきと覺ゆ。かつ非常の改革を以て、非常の時に處せられし、しかも圓滑に治めたまひしかへすくもたふとし。以上の文によりて見れば、改新政治の原因も結果も、ふたつながら分明ならん。上に云ひし如く、上世史中に大に注意すべき條なれば、決して輕々しく見過すべからず。

### 第十章 蝦夷肅慎及三韓

齊明天皇の朝、中大兄皇子、猶皇太子にて萬機を輔佐し奉りしが、この御時に淳足（今の沼垂なり）磐船の二柵を罷きて、その北方の蝦夷（後の出羽地方なり）に備へき。また越國司阿倍比羅夫、舟師を出して、蝦夷を降伏せしめ、漸くその地を蠶食して、淳代（後

の野代なり津輕の二郡を置き、又更み進みて渡島(後の松前地方なり)の蝦夷をも服せしむ。この後、比羅夫しほく、蝦夷(今の北海道地方なり)にたよび肅慎(後の靺鞨)を服し、滿州みをも同じをも征伐し、後方羊蹄(今の後志國後志岳の邊なり)にまで郡領をたきしむ。この時の事とぞ聞えし。

又、六年九月に、唐その將、蘇定方を遣はし、舟師十萬を率ゐて、新羅と合して、百濟を侵す。百濟僅に三日にて陥る。王義慈、援兵を我に乞ふ。天皇親しく之を救はん。とれば、皇太子を從へて西征したまひしかど、翌年筑紫の朝倉の行宮(筑前の地なり)に崩じ給ひにき。されば、皇太子軍務を綜理し、更に義勇の兵二萬を募り、阿曇比羅夫、河邊百枝を將軍として、百濟に遣し、唐兵と戦かはしめ給ひしかど、我が軍遂に敗績して、百濟亡ぶ。はじめ神功皇后の三韓を征伐し給ふや、驕暴なる熊襲の根據を抜き、并せてかの文明を輸入せしむ。(第五草に詳なり)故に當時にありて、三韓を服せしめし、國家のために賀すへき事なりしなり。然れども、我が文學も彼れに劣らず、我が技藝もかれに譲らざる時に至りても、尙之を藩屬とせられし、政治上得策にはあちざりしなり。苟も藩屬たる上は、反すれば討たざるべからず、困すれば援けざるべからず。

ず討つべき事ありて、之を討たず、援くべき事ありて、之を援けず、國威の損せんと必然なり。實にこれあるは、無きに若かずと覺ゆる時も、まゝありしか如し。賴山陽の之を評して、虎に乗れる勢の如く、中下すべからずと云ひし、亦宜なり。殊に彼れは、驕にして賤なるものなれば、我に心服せしにあらざ、唯力足らざるか故に、伴り服せしのみ。故に機に乗ずべき事あれば、或は朝貢を闕き、或は背叛し、或は相攻伐す。是當時の國史に、大半は、三韓の事實ある所以なり。今假に神功皇后以來、三韓背叛の略表をかゝれば、左の如し。

三韓背叛略表

帝王	年次	國名	反狀	勝敗
應神	五	新羅	不敬	使者を殺して其罪を鳴らす
	四十七	新羅	百濟の貢物を相換て貢す	使者を拘へ、其王を誚責す
	四十九	新羅	驕暴	將軍美女を受て、之を討せず
	六十二	新羅	不貢	表文を裂き、使者を追ふ
	九十七	高麗	表詞倨慢	

仁徳

十七、新羅

不貢

之を責めて遂に貢せしむ

五十三、新羅

不貢

勝

七、新羅

久しく不貢

無功

八、高麗

新羅を侵す

勝

雄略

九、高麗

百濟を陥る

未詳

九、高麗

百濟を陥る

未詳

二十三、高麗

百濟を侵す

偶帝崩す中途にして軍を止む

武烈

六、百濟

久しく不貢

使者を責めて其罪を鳴らす

繼體

二十一、新羅

任那を侵す

勝

二十三、新羅

兵三千を以て使者を威す

使者懼れて還り其罪を問はず

宣化

二、新羅

任那を侵す

未詳

九、高麗

百濟を攻む

未詳

十三、新羅

百濟を并吞せん

故ありて兵を發せず故に

欽明

十四、新羅

百濟を侵す

將軍卒す故に師を出さず

十五、新羅

又百濟を侵す

勝

二十三、新羅

使者不平歸て反を勸む

未詳

二十三、高麗

新羅に通じて百濟を攻む

勝

崇峻

四、新羅

日本府を奪ふ

未詳

八、新羅

任那を侵す

勝

十、新羅

任那を侵す

將軍筑紫に止て發せず

三十一、新羅

任那を侵す

勝

皇極

二、百濟

貢を闕く

使者を責む

孝徳

三、新羅

使者唐冠を着く

筑紫より放還す

五、百濟

新羅の城を陥る

未詳

齊明

六、新羅

唐に結ひて百濟を侵す

敗

以上の表によれば神功皇后征韓已來此に至るまで大凡四百餘年の間三韓の我に無禮なるものたよび背叛せしこと三十次なりたよび悉く我が勝利なりしとせんも此の間お費し人命と財費と時日とは決して之れを贖ふ足らざりしなら

ん況んや勝敗その半おをるものをや。是に因りて見れば、當時の策は、はやく三韓を放擲するにありしか如し。天智天皇の明、中臣鎌足の賢、豈之を洞察せざらん。唯時期をまち給ひしのみ。然るに、新羅、李唐お結びて、百濟を攻むるお及びては、之を恢復せんとせば、李唐を讐とせざるを得ず。是の時にわたりて、朝廷は精を勵し、治を圖り、制度を釐め、典章を革め、大に李氏に求むる所あり。廟堂いかで不利なる三韓の故を以て、難を親睦無憂の李唐に構へ、兵士を因しめ、貲財を費し、以て期すべからざる事業を企て給ふべけん。則ち修好使劉德高等の來れるを幸機とし、遂に三韓を棄て、自今干涉せぬ事とはなし給ひにき。かく斷然不利なる三韓を抛ち給ひしかば、其力内地に張りて、大化改新の後をも圓滑にそのおとを治められ、奥羽の更なり、北海道おまでも郡領を祀きて、蝦夷を畏服せしめられしも、もつばら其結果とこそは見ゆたれ。既に第九章お述べたるが如く、大化の改新は、近頃の王政維新にも劣らざる大改革なりき。ざる改革の後には、多少の變動は免れ難き事なるに、其跡をも史上にとゞめざりしは、實に天智天皇と、中臣鎌足との賢明によりしならん。然れども、當時三韓及李唐に事ありたらんには、かゝる其結果を見ることを得ざりしかも、計り難かりし。



なり。されば、この時三韓を擲ち給ひしを國体を損せしやうに論せるものもあれど、  
とは歴史に委しからぬ過なり。まして、其結果は内地に張りて蝦夷僻陬をも控制し  
給ひしものをや

第十二章 壬申の大變

齊明天皇も崩御ありしかば、中大兄皇子遂に御位につき給ひ、天智天皇と申せり。此  
四年に、大友皇子を太政大臣に拜し、蘇我赤兄を左大臣とし、中臣金を右大臣とし、蘇  
我東安巨勢比等紀大人などを御史太夫と爲し給へり。さて大友皇子は、天性明悟に  
涉らせ給へば、唐使劉德高は、かねて風骨非常にして、たゞ人には恥はすまじと稱へ  
奉りしが、此に至りて百揆を總へ、萬機を攝し給へり。皇子また百濟の學士沙宅紹明  
吉大尙などを師友として、文學を修め、頗文藻を富み給ふ。嘗て夢に朱衣の老翁あり  
て日を捧けて、皇子に授く。時にたゞものか、腋下より出て、之を奪ひ去りぬと見給  
ふ。皇子も奇異に思はしければ、鎌足にかくと告げ給ひしに、鎌足は歎じて、殿下御即  
位の後、恐くは巨猾ありて、隙を伺はんか、されど天道は善を輔くと云へり。殿下能く  
徳を修め給はば、災異も憂ふるに足らざらんと奏せり。かくて同年九月に、天皇御病

おもらせ給ひし程に、皇弟大海人皇子を召し給ひて、御位を傳へ給はんと宣ひしかども、疾おればとて固辭して僧となり、吉野に入り給ひしかば、今はとて大友皇子を皇太子に定め置き給ひて、御在位四年にて、遂にその年の十二月に崩御ありき。皇太子即位し給ふ、弘文天皇これなり。元年六月、天皇近江の大津宮にたはせしに、大海人皇子俄に東國に出でませりと聞えしかば、痛く驚かせ給ひて、群臣を召して相議せさせ給ふ程に、急に兵を發して、御跡を逐ひ撃つべしと謀りし臣下もわりしかども、まづ諸國の兵を召すべしとて、韋那磐鉞忍坂大督等を東國に遣はし、穗積百足、物部日向を大和に遣はし、佐伯男を筑紫に遣はし、樟磐手を吉備國(後の備前備後)に遣はし給へり。天皇、男ねよび磐手に告げて曰く、筑紫の栗隈王と、吉備國守、當摩廣島とは、惡くハ吉野に屬せん、若し命に従はずば、速にこれを斬るべしと宣ひき。はじめ大海人皇子は出家して、吉野にたはせしが、山陵の役夫も兵器を携へ、處々に斥候を置き、菟道の橋を守る者に命じて、吉野の饗道を遮斷せりと聞えしかば、此は我を疑ひてなるべし、既に法師となりて、だに猶かく疑ひ給はんには、徒死の辱をも受けぬべし、同じく死なば取ひてこそはとて、村國男依、和珥部君手等を美濃國司の許に遣は

して、其の國の兵を發し、不破の道を塞がしめ給ひ、また大分オホキタ、惠尺エシカ、黃書、大伴等を近江に遣ひして、御子の高市皇子、大津皇子といふ二皇子にこの變事を告げて、伊勢にて出で會はしめ給ひ、正妃、鷓野皇女、草壁忍壁の二王と、二十餘人の從者を伴ひ、吉野山を出で給ひて、伊勢入り給へば、二皇子も參りあひ給ひぬ。又鈴鹿の國司、三宅石床イハトコ、湯沐令の田中足齋などいふ、皆叛きて、皇子に從ひ奉れり。則皇子の桑名に軍だちして、更に高市王タカシ、紀よび村國男依等をして、不破の道を塞がしめ給ひ、尾張國司オウサキ、少子部鉦鉤シロベノサシヅナも亦二萬人の兵を率ゐて從ひ來れり。此の時、徵兵使の磐楸イハコ、不破に至りしが、東國の兵、既に道を塞ぎしかば、進むこと能はず。百足、日向、大和に往きて、留守司の高坂王と、飛鳥寺の西の方に屯して、小墾田の兵庫なる兵器どもを近江に送りし程に、大伴吹負といふものあり、數十人の豪傑を招誘して、百足を欺き殺し、高坂王を東軍に勸め降し、日向とも虜にせり。佐伯男も、筑紫に至りて、兵を召すに、栗隈王クリノカ叛きて、募りに應せず。吉備國司も兵を發せざりしかば、磐手は紹きて之を斬り殺せり、かく諸國の兵、皆まゐらざる間に、大海人皇子の吹負を將軍として、大和を攻め給ふに、河内の高安城を守れる官軍も、城を棄て、逃げしかば、吹負の別將、坂本財といふ

もの其の城を取れり。七月、天皇、壹岐韓國、大野果安などを遣ひして、吹負を討たしめ給ひしに、韓國のまづ高安城を攻め取りて、財を備我河のはどりおて、擊ち破り、果安も乃樂山にて、大に吹負を破り、吹負僅に身を免れぬ。天皇、更に山部王、蘇我果安、巨勢比等の三人を將軍とし、兵士數萬人を發して、不破の敵を討たせ給ひしが、諸將相和せずして、山部王も犬上川のはどりにて殺され、果安も自殺せしかば、別將の諸軍を率ゐて、東軍に降伏せり。大海人皇子すなはち降將の羽田矢國といふを將軍として、北越を取らしめ、また村國男依、和珥部君手等に兵數萬を率ゐて、近江に向はしめ、其の衆官軍と相亂るゝ事を恐れて、赤衣と以てしるしとせり。かゝる程に官軍の諸將に、境部藥、秦友足などは皆戰死せり。又、東軍の將に、紀阿閉磨といふの吹負の軍、乃樂山にて敗れぬと聞きて、置始菟を遣はし、千餘騎を分ちて、これを援けしかば、吹負又勢を得て、韓國を破り、三道より進みて、悉く大和をとりなき。村國男依も、兵を進めて、遂に瀬田に通る。天皇みづから諸將を率ゐて、橋西に軍だちし給へり。旌旗野を蔽ひ、埃塵天に漲り、鉦鼓の聲數十里に響けり。この時に、官軍の先鋒に智尊といふ人あり、精兵を率ゐ、弩を列ねて亂發し、殊に瀬田橋の中間を斷ちて、一つの長板を抜き、索を繫

ぎ、橋を設けて、東軍わたらば引き墜さんと構へ置さしかば、男依の軍もしばしは進むものなかりしか、獨、大分雅見矛を棄て、刀を抜き、板を踏みて、とく濟り、弩を犯して、索をさりし程に、衆相繼ぎて、一時に競ひわたるに、官軍も支ふるを得ず、亂れたちて退き、騒ぐを、智尊怒りて、あれたる虎の如く奮戰せしも、遂に亂軍の中にて戰死せしかば、左右大臣によび、群臣皆逃る。天皇は、唯、物部磨と、一二の舍人ばかりを従へて、山前に走らせ給ひ、遂に御年二十五にて、崩御ありき。八月、右大臣中臣金害せられ、左大臣蘇我赤兄、大納言巨勢比等によび、子孫悉く配流せらる。大海人皇子遂に自立し給ふ。これを天武天皇と申せり。この歲壬申なりしを以て、之を世に壬申の大變といふ。

さて壬申の亂の正史に見えたる事實のあらまし此の如し。但、余の臆測に過ぎざれども、此にいさゝか注意を乞ふべき事あり。その故は、當時の正史は、いかなる書おしめて其の撰者は、何人なるかといふと是なり。當時の正史は、こゝに贅するまでもなく、日本紀なり。さて其の撰者は、舍人親王なり。舍人親王は、すなはち天武天皇の御子なり。凡子の父の爲にかくし、父は子の爲にかくすといふ事は、支那倫理の最美徳とす

る所なり。舍人親王ハ、夙に漢文を學び給ひ、其の名一時に高かりしかば、道義の學をも脩め給ひしこと、更に論なかるへし。さる倫理の主義を心に持ちて、御筆を御父天皇の上に執り給ひし事なれば、多少の曲筆もまた免れざる所なるべし。固より歴史といふ上より云へば、精確ならざるべからず、精確ならざれば、歴史ととるに足らず。さては、父子の間といへども、互に相掩蔽せん事などはあるまじき事なり。然れども、舍人親王の御心と、この時代のありさまを推すおむしろ精確を失ふも、倫理に背かざる事を勉められしこと勿論なるべし。況んや、倫理の關係を以て、百行の上に置きしものをや、事、皇室に渉るを以て、此ふ詳論せんとは、誠にかしこし。觀者もしこの關係を心得て、さて後お正史を繕かば、或は思半お過ぐる事あらん。さらば大に疑はしきふしもあるべし。

第十二章 大寶律令の制定

大化の改新以來、地方分權は廢絶して、中央集權となり、海内の庶政は、悉く朝廷に歸せり。然れども、古來未曾有の創業にして、法度いまだ整はず、時に盛に交通せし所の支那は、唐朝のはじめにて、實に盛美を極めしを、彼の三韓の比にわらず。時の帝太宗

は、英主の聞に高く、之を助くるお、杜如晦、房玄齡等の良佐あり、典章文物、大に定まり、いはゆる唐律唐令の制定も、この時にはじまりし程なれば、天智天皇こゝに聖慮を用ひ給ひ、即位の元年にはじめて内臣中臣鎌足等に勅して、律令を撰ばしめ給ひ、これを近江令といふ。天皇近江の滋賀に都し給ひしを以てなり。天武天皇の時、これを刊修せしめ、持統天皇の時、諸司に班ち賜ふ。然れども、天下人民の禍福に、大關係ある法度のたやすく完備すべきにあらねば、天武天皇の四年、更に刑部親王、藤原不比等、粟田真人、毛野古麻呂等に勅して、天武天皇の律令を標準として、更に律令を撰ばしめ給ふ。明年、即大寶元年に至りて成る、これを諸國に頒ち新令によりて、政をなさしめ給ふ。之を大寶律令といふ。令十一卷、律六卷あり。後また元正天皇の養老二年、不比等に命じて、之を修飾せしめ給ひき。されど、格別の差はなしとて、現存せる所の令を大寶令と稱せり。今令義解と題するは、天長年中に、令文の注解を附したるものなり。令の目左の如し

- 一、官位
- 二、職員
- 三、神祇
- 四、僧尼
- 五、戸
- 六、田
- 七、賦役
- 八、學

- 九、 選叙
- 十、 繼嗣
- 十一、 考課
- 十二、 祿
- 十三、 宮衛
- 十四、 軍防
- 十五、 儀制
- 十六、 衣服
- 十七、 營繕
- 十八、 公式
- 十九、 倉庫
- 二十、 廐牧
- 廿一、 醫疾
- 廿二、 假寧
- 廿三、 喪葬
- 廿四、 關市
- 廿五、 捕亡
- 廿六、 獄
- 廿七、 雜

右の中倉庫醫疾の二篇は亡佚して今全からず律は散逸して僅に名例衛禁盜賊擅

- 一、 名例
- 二、 衛禁
- 三、 職制
- 四、 戶籍
- 五、 廐牧
- 六、 擅興
- 七、 賊盜
- 八、 鬪訟
- 九、 詐僞
- 十、 雜律
- 十一、 捕亡
- 十二、 斷獄

りもく古代は定れる法律なく罪人ある毎に議定する習慣なりしかばその時に  
よりて輕重の差もありしなるべく、たのづから幸不幸もありしならん其の刑には、  
赦除を科するもあり土地物品をもて購はするもあり面を踏むもあり焚殺するも  
ありまた疑はしき罪には盟神探湯といふ法をさへ用ひし事あり

因ふ云盟神探湯とは熱湯を手に入れて、その傷くど否とに因りて曲直眞僞を判  
せしなり

ざるを此の時に制定せられし刑法は五種にて笞刑杖刑徒刑流刑死刑と云ふ笞刑  
は十より五十までの五等に分ち杖刑は六十より百までの五等に分ち徒刑は一年  
より半年づゝを加へて三年までの五等に分ち流刑は遠中近の三等に分ち死刑は  
絞斬の二等に分てり

因ふ云もし寛典ふよりてその罪を贖ふとを得べき時は笞罪は銅一斤より五斤  
までにて贖ふ事を得べく杖罪は六斤より十斤までにて贖ふとを得べく徒罪は  
廿斤より六十斤までにて贖ふとを得べく流罪は百斤より百四十斤までにて贖  
ふ事を得べく死罪はたのづゝ二百斤にて贖ふ事を得しなり又流罪の場處は近  
流には越前安藝の二國をわて中流には信濃伊豫の二國をわて遠流には佐渡隱  
岐伊豆安房土佐常陸の六國をわてたり

天智天皇律令撰定のはじめより其の大成に至るまで凡六朝四十餘年間なりその  
間の施政の方針を察するに時に多少の變更はありしも朝廷にては益武備を修め

諸國の正丁三分の一を撰びて、軍團に編入せしめ、また、私に兵器を藏むるを禁じて、その變亂を豫防し、衛士をかきて、内裏を守らしめ、防人を設けて、邊要に備ふ。又、學制を定めて、大に文學を奨勵し、帝都に大學を設け、國ごとに國學を立て、其の卒業生を官に採用せり。殊に、意を地方の政治に注ぎ給ひて、屢巡察使を諸國に遣はして、地方人民の景狀を視察せしめ、牧宰の良否を糺せり。又、官員數あり、俸給も定額ありしかば、租税は、輕しといへども、國庫乏しからず、水旱疾疫あれば、賦税を免し、上ゆたかに、下やそく、文弱に流れず、武強を傾かず、綱紀大に張りて、また、不逞の徒なし。王朝盛時の基礎、實にこの時にありきと云べし。

さてこの時制定の律令は、爾來悉く實際に行はれしか否かといふ事は、歴史研究上、最重要の事なれども、そは國史によび格式の文をも證して論せざれば、能はぬわざにて、到底こゝに盡すべき事にはあらず、但、種々の事情より、行はれざりし事もあり、また、弛みしものもありきと覺ゆ。例せば、聖武天皇、佛法を信じ給ひて、その精神、遂に政治上に波及し、彼の國分寺を造らしめ給ふ時に、郡司をして役を監督せしめ、定期内に竣工せしものには、其子孫世々郡領となる事を許し給ひし事見たり。これ復

世襲の風とつくり給ひしあり。又、同天皇嘗て京中を巡幸して、獄前を過ぎ給ひし時、み、囚人悲吟の聲を聞き給ひて、悉く死罪以下をゆるし、衣服をさへ賜ひしことあり。また、災祥ある毎に、大赦を行ひ給へり。是等は、皆佛法慈悲の御意に出つとはいへ、律令の制漸く弛みし證とする事を得べし。又、孝謙、稱徳の兩朝、佛法盛に海内を行われ、寺刹の制作は、壯麗を極め、寺封をさへ施し給ひしかば、官員も益増加せしなるべく、費用も亦増加したり。ならん。光仁、桓武の兩朝、冗官と冗費とを省き給ひしことあるを以て知るべし。また、當時、山上憶良オケラ貧窮問答の歌を詠じて、民間流離のありさまを諷刺したる事などあるを考ふれば、たとひ國史に租税を重くし、國庫空乏の事蹟を載せざるも、其税法は、大寶、養老の制にはあらずりしなるべく、人民の豊富、國庫の充實も、變じて貧弱となり、空乏となりきと覺ゆ。然れども、是亦僅に四十餘年の間にして、光仁、桓武の兩朝に至り、紀綱再張りしかば、律令の制も、また行はれき。多少の變更は免れざれども。

因に律令格式の用をいはんに、律は既往を罰するものにて、懲肅を本とし、犯罪あるものを、うれく、刑を定め引きめて、罰を行ふべき書なり。令は、未然に教令するものなり。

るものにて、勸誡を本とし、神祇祭祀の法はいかに、戸籍の法はいかに、田制はいかに、僧尼たるもの、掟はいかにといふやうに、（一）の令を記せる書なり。格は、定まりたる法制の外、臨時に詔勅命令を以て達せられ、又ハ、諸官の奏上を開き届けられたる事どもをしるせる書なり。或ハ、何の官はいかなる事を行ふといふ事を記せるものにて、今の章程の如きものあり。王朝の盛時には、この律令格式の四を以て、國家を治むる大要と爲し、給へり。格と式とは、弘仁、貞觀、延喜の三度に撰修し給ひしが、これ亦亂世に亡逸して、今存せるものは、延喜式と類聚三代格の殘欠本とのみ

第十三章 國史の撰修

我が國にて、歴史を作りし初は、推古天皇の二十八年、厩戸皇子と蘇我馬子と、天皇記によび國記、臣連伴造、百八十部並に公民等の本記を撰すとあるこれなり。然れども、是等の書は、蘇我氏の亂の時、やけて大抵亡びぬ。今、舊事紀といふものを、此の書なりといふ人あれども、是は後世の偽作なる事、既に先輩の辨ぜられたるが如し。されど、其の中には、眞の舊事記の残りしものと見ゆるもあれど、とにかく完備の書にはあ

らず。この後、天武天皇の十年に、川島皇子、忍壁皇子などに詔して、帝紀によび上古の諸事を記定せしむと見え、たれど、其書も亦全く成らざりきとたゞしく、別に行はれしを聞かず。元明天皇の和銅四年に至りて、（二）太朝臣安麻呂に勅して、國史を撰録せしむ、これ前の諸書の全からざりしが故なるべし。今世に傳はれる古事記これなり。この書は、上、天地開闢のありさまより、下、推古天皇の朝まで三卷とせり。其の事を叙するに、漢文を以てせば、意義を失ふ恐あり。邦語を以てせば、冗長に渉る憂あり。編者大に此にくるしみ、遂に一種和漢混合の文体を生せり。然れども、その序表の如きハ、巧に相排びて、對偶を成し、既に唐時の調に似たり。是の後、元正天皇の養老四年五月に、舍人親王、日本紀三十卷、系圖一卷を撰修し給ふ。其の文は、全く漢文に擬せしかば、或は意義を失ひしものなしとせず。これ後世の歴史家が、古事紀を先にして、日本紀を後にする所以なり。已上の二部は、我が歴史の現存せるもの、中に、最ふるきものなり

因に云、日本紀をはじめにて、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄の六部を六國史といふ。又云、諸國の風土記を撰ばしめ給ひしも、此頃の事なりと



ぞ

第十四章 律令と佛法との撞着

既に第十二章に述べたるが如く制度典章の一時燦然たる事此の如し然れども是後佛法盛に行はれて法令と相抵觸せし程に僅か數十年を出でずして奇異なる現象を社會にあらはす事とはなりぬ固より其細事までは一二紙の盡すべきにあらねば左に其大略を陳述せん

そもく彼の佛法は我邦に流入せし以來崇佛黨の首領たる蘇我氏は誅戮せられしかども佛法は蘇我氏と共に略れずして益朝廷の保護を受けやうく隆盛の域に進み天武天皇の御時には僧尼を宮中に安居せしめ給ひしとあり持統天皇不豫の御時に群臣佛像を造り佛眼會を開きて天皇の御快癒を禱りしこと見えたり然れども是等は皆いまだ佛法の隆盛を表するに足らざる事實なりきを聖武天皇は歴朝經營の後を承けたまひ律令整然として徳化下に行はれ四海安寧にして府庫充實し殆閑暇無事に苦しむ有様なりき凡世太平にして無事なる時には何事も優美に流れ奢侈に耽るは數の免れざる事なれば此時代もまたかゝる境界

三三

三三

なりきと見えて上天皇より下群臣に至るまで遂に意を佛法に用ひらる是より佛法甚熾なり殊にこの時玄昉行基などの名僧さへありて玄昉は内道場にありて類に佛法を講じ行基は神佛同体の説を首唱せし程に天皇もますます佛法を信じ給ひ東大寺を創立し御親三寶の奴と稱し給ひぬ

因云三寶とは佛法僧をいふなり

かく天皇の御身に於て三寶の奴とまで稱し給ひし程なれば其厚く信じたまひし事は更にいふまでもなく又護國滅罪のためにとて國々に國分寺といふを造らしめ給ひてたのく夥多の寺領をさへ附し給ひき又親王などの薨去あは七日毎に百人つゝ參内して佛齋を行ひ皇子の法師となり給へるも見えたりまた一時あ三千人を法師と爲し或は金銅十六丈の大佛を造りその齋會には一萬五千餘燈をともして盛なる儀式を行はれ天皇の百官を率ゐて寺院へも行幸し給へり是に於て朝廷は殆佛法齋會の場所となり海内至る所として寺院の構造を事とせざるはなく其制作廣大妙巧なるを神造の如きものあるに至る之がために大に國用を費し先に充實せし府庫も今は空乏を告げ民力もまた大に凋弊せり

因云、當時山上億良貧窮問答の歌を詠じて、民間の慘狀を述べ、窳ふ其失政を諷刺したり。又、三善清行の封事にも、當時供佛の費甚はほく、人民ために困弊せしことを痛論せり。

朝廷かく佛法を信じたまひしかば、其精神遂に行政上に汎及し、造寺を監督して、早く竣工せしめし有司には、其官を世々にせん事を許し給ひぬ。抑古代は、國造伴造より大臣、大連も、皆世襲せしむる習なりしが、大化改新の以後は、痛く世襲の弊を破り給ひて、專人材登用の法により、如何なる門閥の人たりとも、其任に堪へぬは、悉く用ひ給はざりしに、此に至りて、たとひ造寺の竣工を早くせしも、其官を世襲せしめたまひしは、佛法の法令に撞着せる事實といふべし。

又、天皇嘗て京中を巡幸し給ひて、獄前を過ぎたまひし時に、囚人悲吟の聲をきこしめして、悉く死罪以下を許し、衣服を賜ひし事あり。また災祥事故ある毎に、大赦を行ひ給ひしことあり。凡仁慈は、天皇の美德たることは、更に論なけれど、既に定まりたる刑法のあるにも拘はらず、徒に罪人を許し給へるは、是亦佛意ふ出でし事にて、法令と撞着せし事といふべし。まして罪人をゆるしたまひし事、しばくあるに於て

をや、律令の制定以來、僅に三十年を出でずして、其弛緩せること既に此の如し。是後孝謙天皇御位に即き給ふに及びて、佛法益重んぜられ、弓削道鏡を用ひて、萬般の政務を統べしめ給ひて、頻に力役を興し、伽藍を修め、寺領を施して、國內の疲弊をも顧み給はざりし事、史に見へたれば、官員も増加したりしるべく、費用も從ひて増加したりけん。

光仁、桓武の兩朝、主として令外の官を減じ、つとめて冗費を省き給ひし事、史に見えたり。是より推して考ふれば、其冗費と云ひ、冗官といふは、蓋し聖武、孝謙兩朝に増加したりしものと覺ゆればなり。

果して然らば、その租税の割合も、また大寶の制定の如くにはあらざりしるべし。佛法の行政上に影響せしこと實に甚し。

因云、朝廷にては、かく佛法を尊信し給ひしかど、民間にて信仰するものは、まことに少かりき。其故は、いかにといふに、僧尼の破戒無慚なりしと、民間に一種の信仰するものありしとに因れり。そも、當時は、一般の僧風わろくて、法戒教律をまもるものなく、或は貧民の田地を買ひて、制外の寺地を領するあり、或は墳墓の石

を運びて住所を築くものあり、或は人民を感はして、利益を圖るものあり、或は酒色に耽りて、淫行を恣にするものもありて、人民の信仰を欠きしもの多かりき。又當時は、他國と互に交通する事も稀にて、諸國の街道を往來するものは、たはかた官廳の役夫のみなれば、京城を離れし地方にては、古代の習慣そのまゝに傳はりて、敬神の意ますます深く、深し假初にも、神と聞く時は、生ける獸蛇をも祭りて、幸福を祈る事、一般に流行せしかば、自家に佛壇をかざり、或は寺家の壇家となりしは、たゞ公儀を守れるのみ、されば、諸國の寺院を見るに、たはかた荆棘を以て茂りて、牛馬群聚の場所となり、佛像は塵埃の中に埋れて、禮拜するもの甚まれなりき。この後勅して起居行歩の間にも、佛語を唱へさせ、或は肉食を禁じ、或は僧尼を供養せしめ、種々に其功德を説きて、勸誘せられし程に、漸く民間にも流布する事とはなれりしなり。

藤原廣嗣の叛きしも、政治の紊亂を矯さんが爲なり。ならん、されど、是また其志を得ずして、遂に誅戮せられしかば、まばらしくは律令の廢頽を矯正せんよしもなく、是後種々の事情も生じて、法令の明文と實際の施行とをいよく背馳せしめたるなり。

りきと覺ゆ。嵯峨天皇の弘仁年間、格式を出して、條令を斟酌したまひしも、弛緩既に久しくして、止を得ざるよりの結果とこそ見ゆ。たれ、文徳、清和の朝に、藤原氏の威權盛になりし世には、此背馳また一層甚しきものあり。

第十五章 延暦の遷都

紀元千四百五十四年(延暦十三年)桓武天皇は、都を山城の葛野郡に遷して、平安城と稱し給ひぬ。今の京都是なり。この地は、山を環らし、河を帶び、自然の城郭の狀ありし程に、和氣清麻呂の奏上を用ひて、萬世の皇居とあし給ひき。初、神武天皇橿原に都を奠め給ひしより、歷朝大抵、大和の各處に都し給ひしが、元明天皇の御時に、奈良み都を定め給ひしより、元正、聖武、孝謙、淳仁、稱徳、光仁の七朝、七十餘年の帝都となり、是を奈良の七朝といふ。人民四方より群集して、日に月に繁昌せしも、一朝に廢都となし、更み新地を相して、草を薙り、溝を開き、徧く諸國に課して、大内裏をよび、諸官衙を營み給へり。今大内裏の十七段、たよび十二門の名稱を擧ぐれば、

十七段

紫雲

仁壽

承香

常寧

貞觀

春興

宣陽

綾綺

温明

麗景

宣耀

安福

校書

清涼

後涼 弘徽 登花  
 十二門 陽明 待賢 郁芳 美福 朱雀 皇嘉 談天

等なり又左右二京の街衢を開き、すなはて京地の廣東西は三十二町、これと九條に分ち南北は三十八町あり、皇城は南面にして、其北端に位し、諸官衙みる其内にあり、規模宏壯にして、土木の美を究めたり、又市街は十字形に造り、中央の路を朱雀大路と云ひ、道の東方を左京とし、西方を右京とし、北の〴〵京職をたきて、之を管理せしむ、左右京れの〴〵町六百八、保百五十、防三十六にして、市宅三十二戸を一町とし、四町を一保とし、四保を一防とし、四防を一條とす、防には長を置き、條には令をおきて、之れを分掌せしむ、かく帝都の光景壯麗を極めし程に、之れを見聞する世人の思想も一變して、僅かに數年を隔てたる、奈良の昔は、太古の觀をなさしめぬ、ために人智の進歩せしも甚し、又物の開化もまた案外なりしならん、然れども、その人智進歩に伴はれて、後世奢侈の風習を起し、もまたその時に源因せりといふべし、是も勢の免れざる所あるにや。

抑、上代は、歷朝迄ならず遷都ある例なりしが、前に述べたるが如く、元明天皇奈良に都下給ひしより、漸く遷都の事なく、是に至りて、永世の帝都と定まりぬ、其故は、上代は、すべて簡易なりしが、故に、歷朝遷都し給へるも、さしたる經費をも要せざりしが、やうく、事多くなり來て、政治も繁かりしが、ば、從ひて、宮殿も上代の如く簡易なる能はず、さては、容易に遷すべくもあらで、遂にその風習の止みたりしなるべし。

因云、大内裏の略圖は、よび平安城の略圖等は、たはわたの小學歴史にも見えたれば、此に、の省きぬ、讀者圖に就きて、參照すべし。

第十六章 田村麻呂蝦夷を征す

蝦夷人の強暴にして、王化に服せざりし事は、しばしば、前にも述べたるが如し、されば、前朝より征伐の師絶えず、桓武天皇さきに紀古佐美を以て、阪東の兵に將とし、之を擧たしめ、太宰府に命じて、鉄甲を造らしめ給ひぬ、(鉄甲を作れるは、是を始とす)さるに、古佐美の軍利あらず、後、虜勢大に張り、駿河の清見が關まで、侵來せしかば、即坂上田村麻呂を征夷大將軍として、之を擧たしめ給ひぬ、田村麻呂は、勇武絶倫にして、將師の器なりしかば、大に賊を破り、其酋高丸を射殺し、惡路王を斬りて、悉く奥羽の

地を平け、更に膽澤、志波の二城を築き、東國の浮浪四千人を配して、東邊の備とせり。今、歷朝東夷の綏撫に、御心を用ひたまひし順序を略述して、讀者の參考に供せんに、抑、景行天皇の御時、武内宿禰をして東國を巡視せしめ給ひ、幾もなくして、日本武尊をして之を征せしめ給ひき。其後、仁德天皇の御時、みは上毛野田道舒カミツノ明天皇の御時、には、上毛野形名をして之を征せしめ給ひしかど、この頃は、上總、下總、上野、下野の地方までも、蝦夷の巢窟ありし程に、その部落も多く、殊に慄悍暴戾の人種なりしかば、官軍も其志を得ざりき。ざるを、齋明天皇の御時、阿部比羅夫ハ、従前の方略をかへて、西の方海を渡り、越國コソノより水師一百八十艘を率ゐて、深く蝦夷の地に入り、その酋長を下せり。此時は、秋田、淳代より、津輕外が濱の地方まで地を開きしと、數百里、遂に肅慎を経て、黒龍江に至りぬ。比羅夫の事は、第十章に詳なり、宜しく參照すべし。その後、聖武天皇の御時には、大野東人を將軍とし、淳仁天皇の御時には、惠美朝葛を將軍と爲し給ひき。桓武天皇の御時には、坂上田村麿陽成天皇の御時には、小野春風、藤原保則等あり、皆勇將にして地を開き、境を廣めて、蝦夷を驅逐し、東邊の妖霧を一掃せしは、皆これらの勇將の勳功といふべし。

又、陸奥國と、越國とは、歷朝蝦夷を斥けて、漸々に其地を廣め給ひしかば、後には甚廣實たる國とはなれり。なり。故に元明天皇の御時には、其他を割きて、出羽國を置き、國府を田川郡に立て、土人を綏撫せんたよりと爲し給ひ、聖武天皇の御時には、多賀城を築き、後之を鎮守府とし、又、軍國を白河、玉造等の各處に建て、益控御の便を得たまへり。天平中に至りて、出羽國府を秋田城とし、また、雄勝城を築きて、蝦夷西上の衝を防ぎ給ひぬ。この後、天平寶字四年、牡鹿郡に桃生城を作り、神護景雲中に伊治城を造り、光仁天皇の寶龜中に、鹿籠城をたて、桓武天皇の延暦中に、膽澤、志波の二城を作りて、遠く出羽の雄勝城と相連絡せしめたり。是皆、歷代勇將の漸々に經營せし處ありして、慄悍の人種復背かず、妖霧四塞の地の大に開けたりしも、また、偶然の事にはあらざりき。

第十七章 王朝教育の制度

天智天皇の御時、百濟の僧師歸化せり、師文學を以て聞えしかば、天皇敕して、還俗せしめ、學職頭と爲し給ひぬ。學職をたぐは之を始とす。されど、此時にまた、大學の事は、史に見えぬ。知るに由なし。天武天皇の御時には、大學寮ありて、教育の事を掌られ

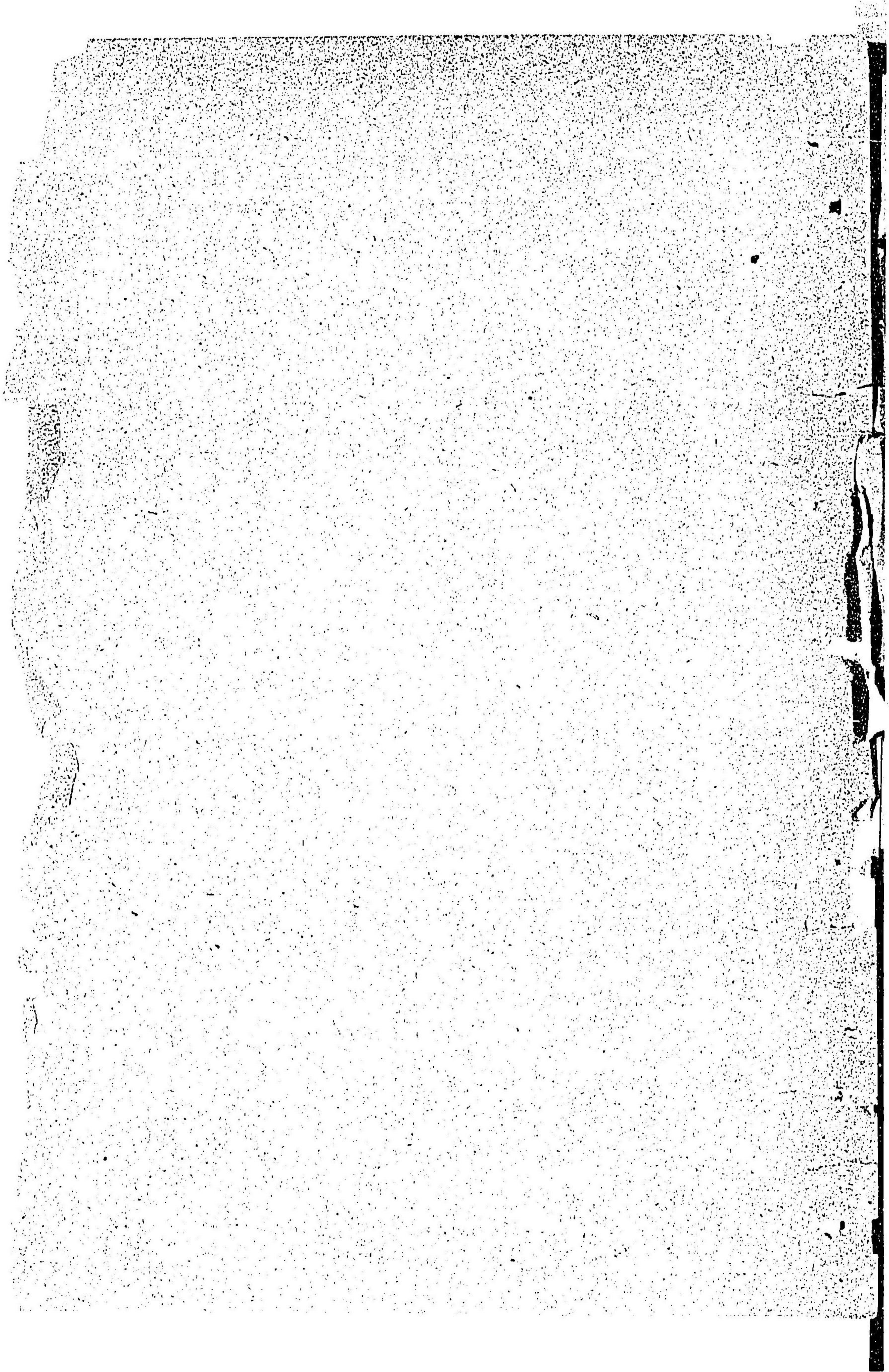
しと見ゆ文武天皇大寶律令制定の時に、學制も亦大に備りぬ乃京あり大學を置き、諸國には國學を置き給へり其大學の職員は、  
 頭一人、(學生の試験及釋奠の儀制等一切の學務を掌る) 助一人、(頭を補助す以下少屬に至るまで皆同じ) 大允一人、少允一人、使部等二十人(寮内の雜事に監使せらるるもの) 直丁二人(使部と共に雜事に監使せらるるもの) 其教官の最初にたかれしは、博士(後に明經博士と云ふ) 四人、助教二人、博士(後に明經博士と云ふ) 四人、書博士二人、算博士二人、大寶以後にかかれし教官は、博士(後に明經博士と云ふ) 三人、直講(後に明經博士と云ふ) 二人、文章博士三人、明法博士二人、博士(後に明經博士と稱したる官なり初は紀傳、明經、明法などの稱なかりしか) 此博士必經綏國講授を本として、傍紀傳(即歴史學)、明法(即法律學)の學を兼ねしが

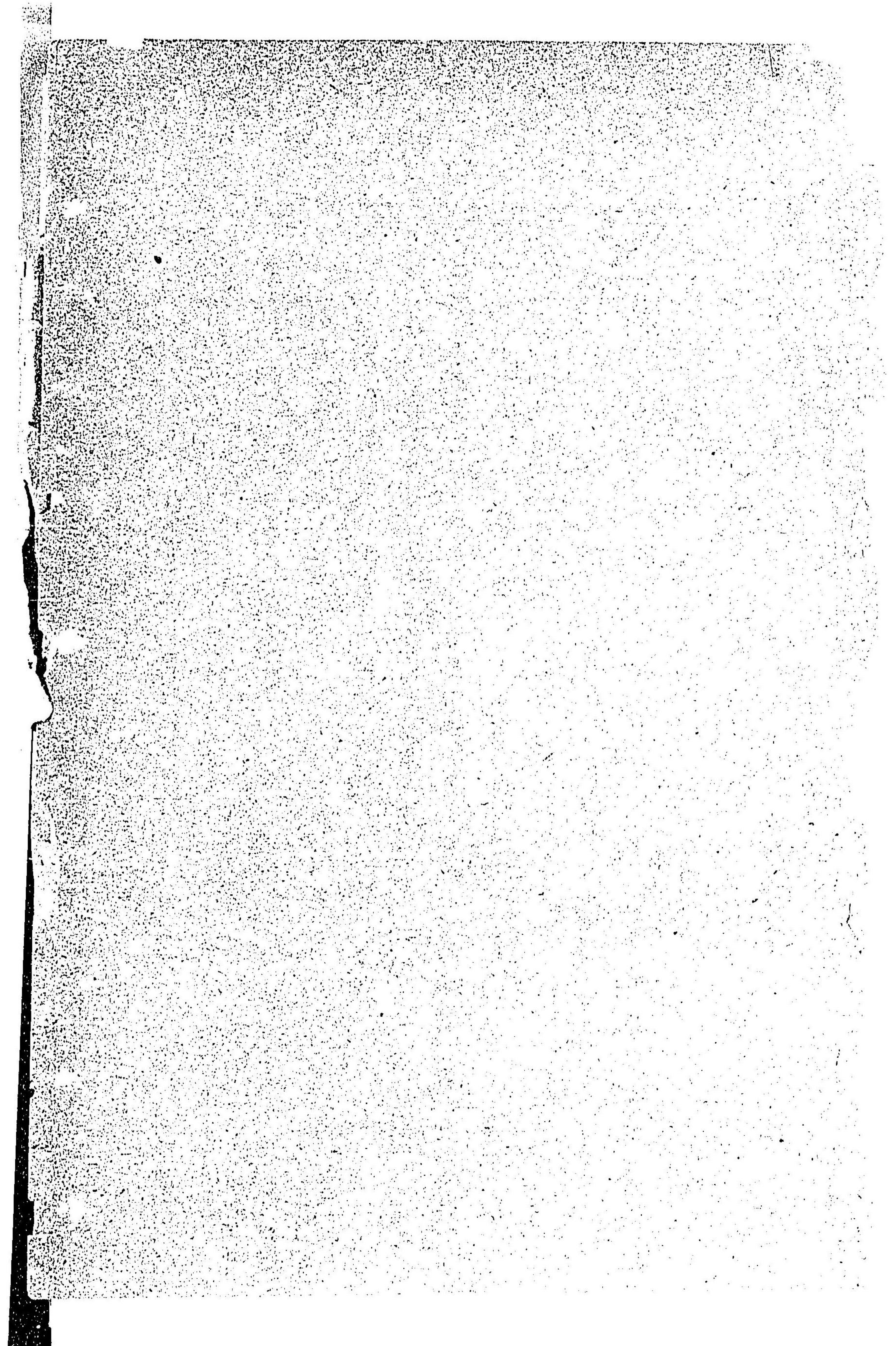
らに、はじめは明經博士と云ひしは、泛を博士との稱せしなり、後紀傳、明法などの博士の來りぬ、利を分けて業を授くる事となりぬ、然れども、大學にては博士固り主たるべき者なれば、後世も單に博士ともまた大博士とも稱したりしが、直講といふは助教と同じく、博士を助けて、經業の教授を職とせり、其他の皆一科專門の職なる事は、いふまでもなし、又學生の員數は、明經生四百人、明法生七人、文章生三十人、算生三十人、なりとて、其學生は五位以上の人の子孫たるもの東(大和)、西(河内)、吏部にて代を史學者の家ありて、其子を取り、平民へ入る事を得ざりしが、但し八位已上の人の子も、憐願ありては、入學を許さるる事ありしなり、いつれも年七三以上十六以下、聽令なるものを擇び、式部省にて之を補せり、又在學の年限はなけれど、滿九年にて學ならずして、及第せざるものは、退學せしが、其及第せざるものには、試験の成績はよ



にして尙書は孔安國鄭玄の注周禮儀禮禮記をよび毛詩は鄭玄の注なり左傳は服虔杜預の注にして孝經は孔安國鄭玄の注論語は鄭玄何晏の注を用ひたりまた禮記左傳をこれのく大經とし毛詩周禮儀禮をこれのく中經とし周易尙書をこれのく小經となせりその修むる所の業は唐制に擬せしなり其の修むる所は唐制に擬せしなり以上は大寶の制なり後世沿革あれどもその詳なることなり其の二紙の盡すべき事ならねば此はは省きの開め全く取せざる甲乙の六段の修むることを修むるに修むるはさて學生の食料および衣服などは自辨せしものかまたは官府より給ひしものか今考ふるに由なしされど最初は皆自辨せしものなりけたと覺ゆ其故はかゝるといふに古昔は人生れて六歳に至れば人別に口分田として二段の田地を班授せられたるに戸ごとく園地をも給はる例なりよかば貴賤の品によりて其田園をみつから耕し又人を雇ひて耕耘せしむるもありて五月の田暇九月の衣服も此口分田の處置と衣服の支度をも問ふためと聞ゆればなり且大學に入らん程の人の五位以上の人の子孫を以て是は強すべき身分の人となればはじりより學教一切の官給をまづうきに授けらるればなり此の修むる所は唐制に擬せしなり其の修むる所は唐制に擬せしなり







14

214

事故本

舌LJ多し

欠ハ°-ジ

史学(近世)P63-70

'89. 1. 12

001502-000-1


14-214

国史講義

佐藤 定介/述

ACB-3975





14  
21

東京文學院

國史編纂

張蔭桓

國史編纂

史學一

編纂者

